

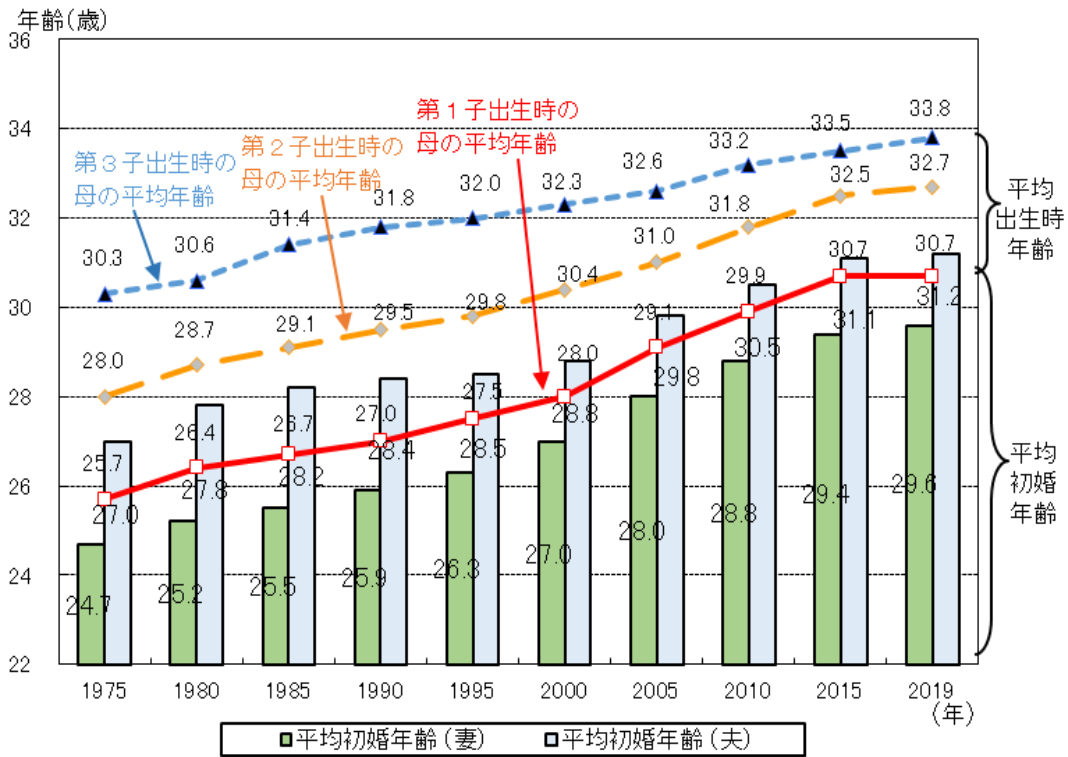
結婚と家族をめぐる基礎データ

内閣府男女共同参画局
令和3年7月8日

結婚の動向

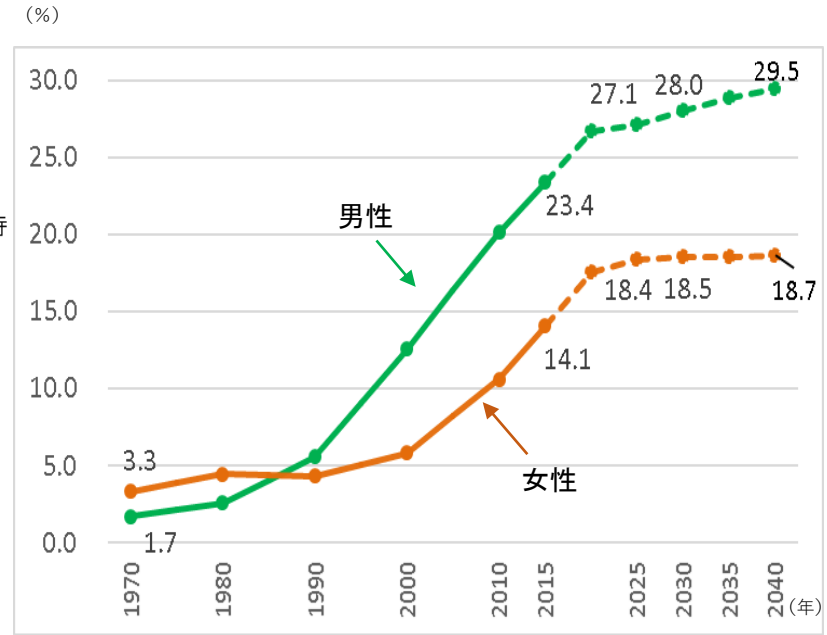
- ・ 平均初婚年齢及び母親の平均出生時年齢は、上昇している。
- ・ 50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇している。

平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」より内閣府男女共同参画局作成。

50歳時の未婚割合



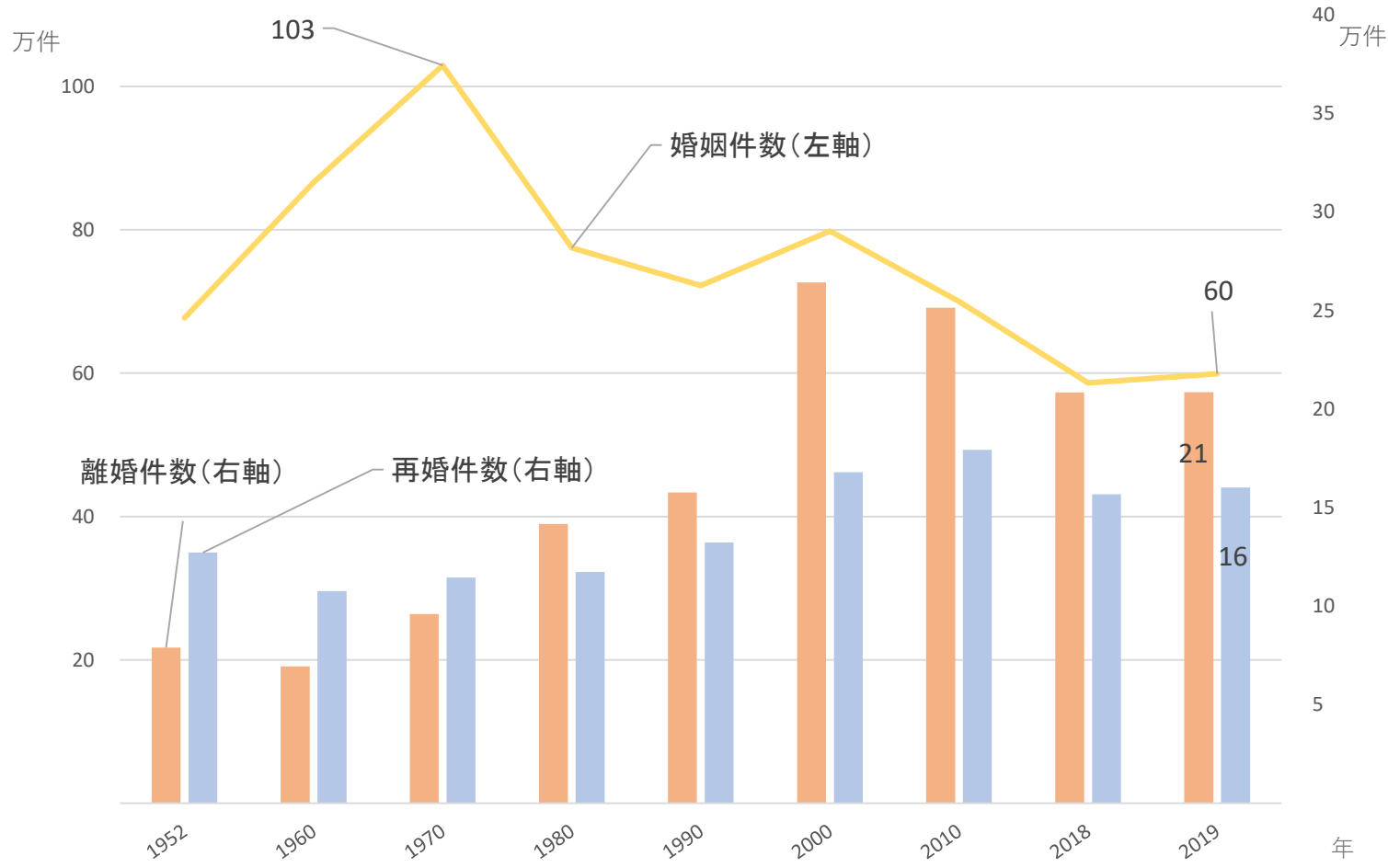
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2020)」、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向①

- ・ 離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・ 近年は、年間60万件の婚姻件数に対し、離婚件数は年間21万件。

結婚・離婚・再婚件数の年次推移

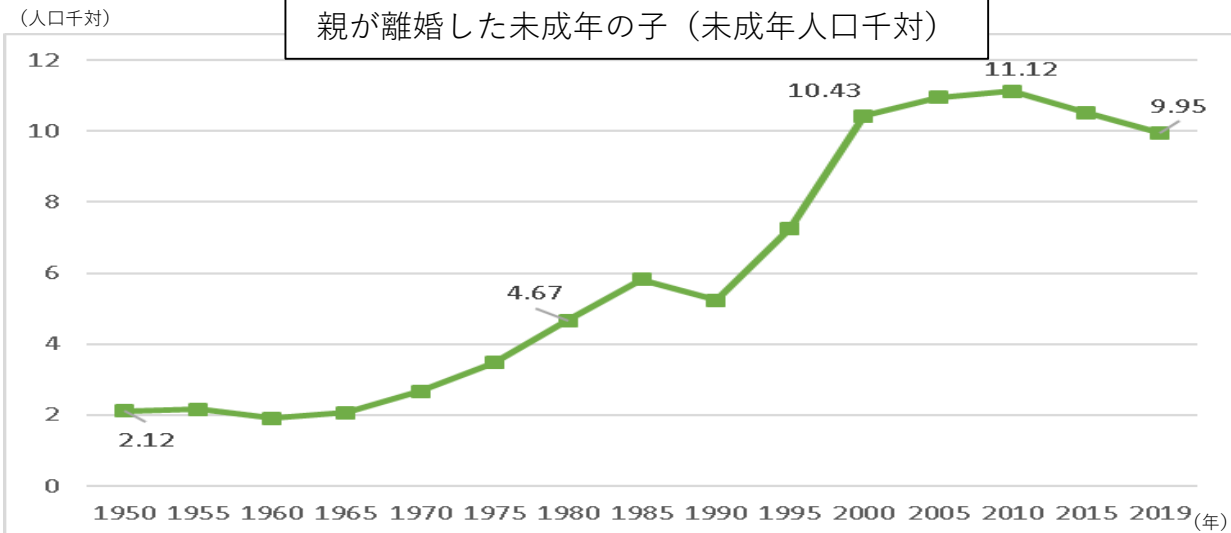
※再婚件数：夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚



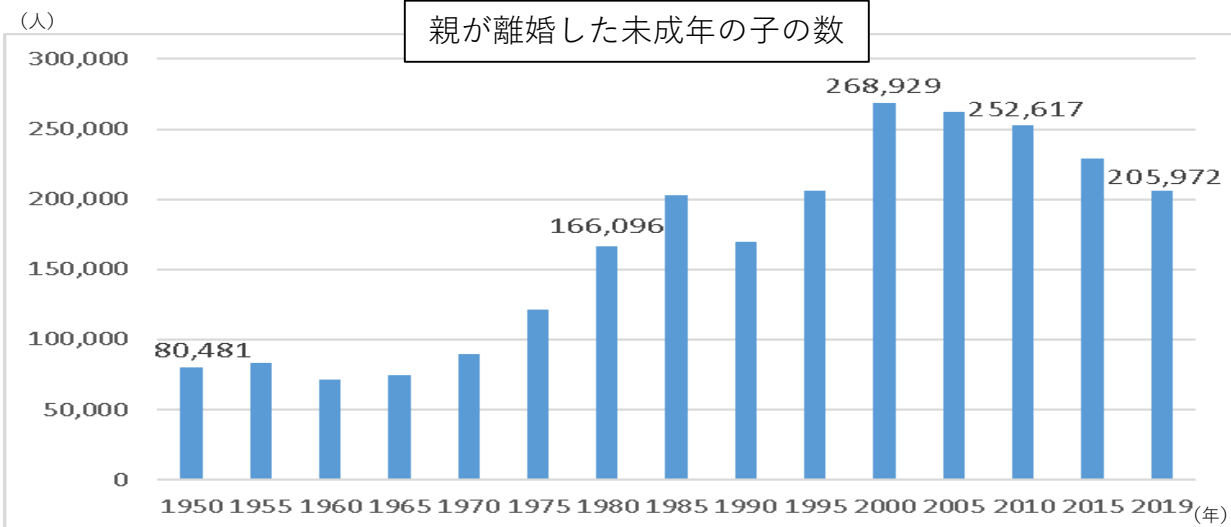
(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向②

・親が離婚した未成年の子は毎年20万人ずつ生じており、未成年人口1000人に対する割合は、この20年ほど概ね10で推移している。



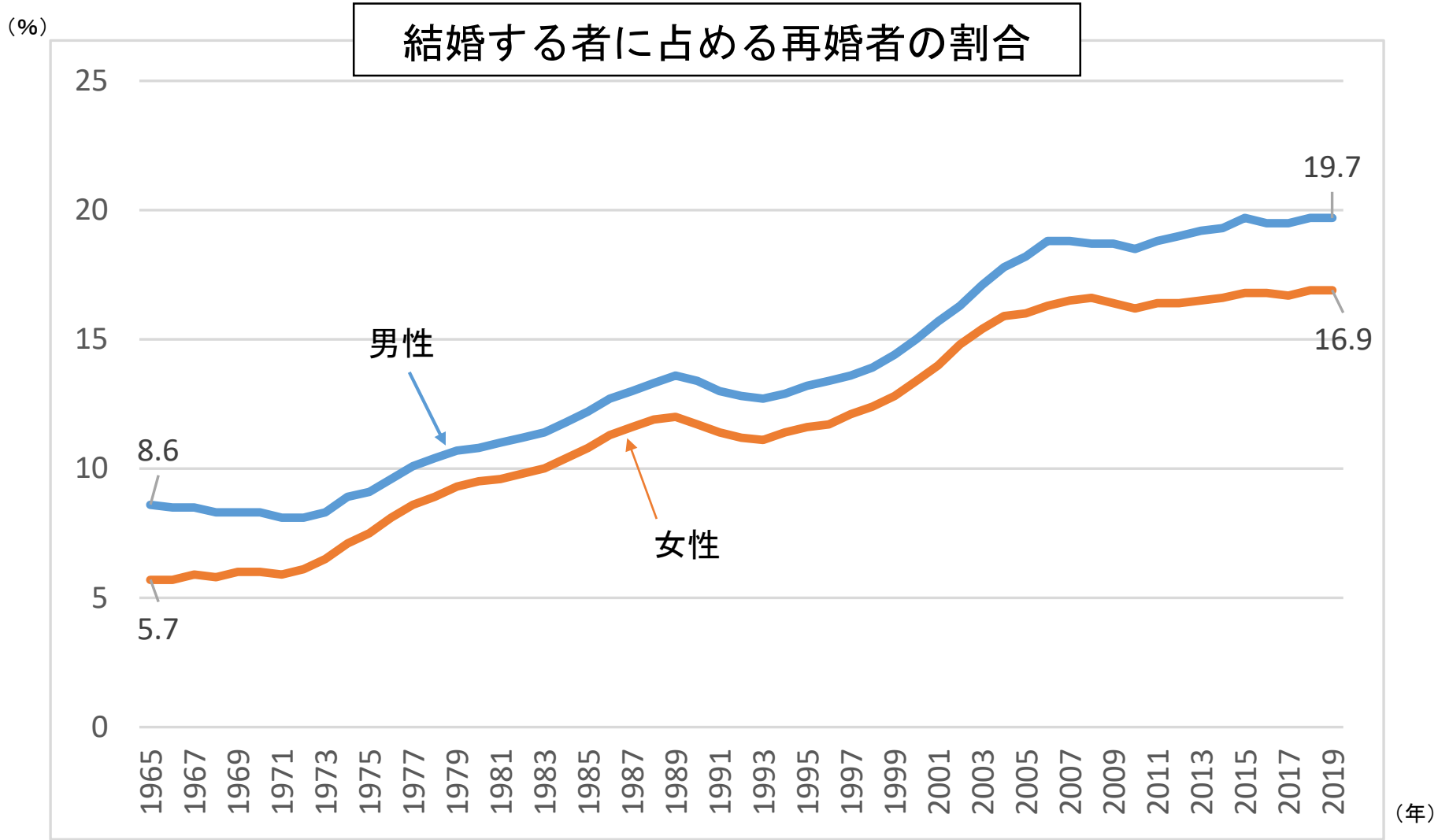
(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。



(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向③

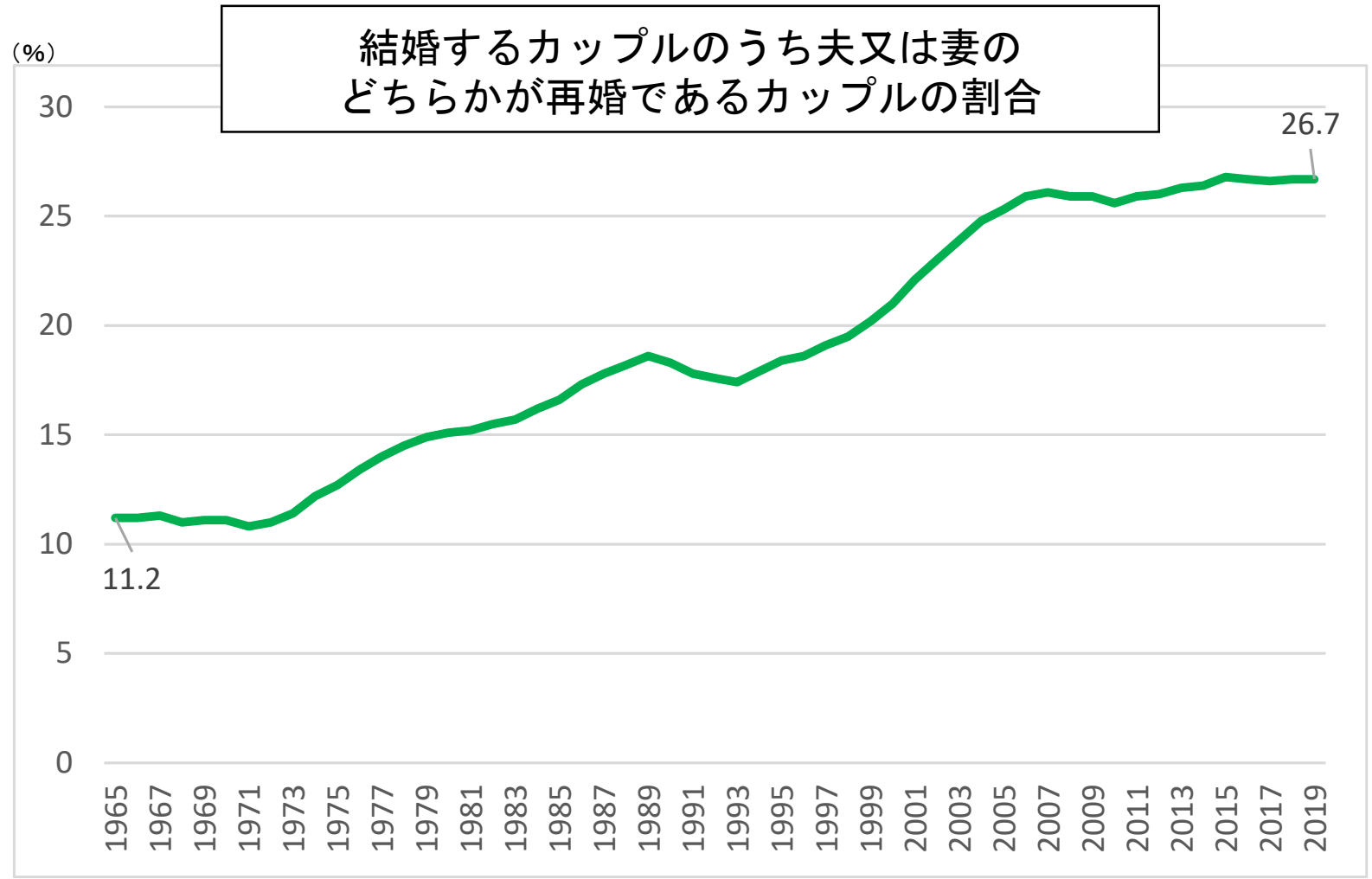
- ・ 結婚する者に占める再婚者の割合は、男性、女性ともに増加傾向。
- ・ 再婚者の割合は、男性の方が一貫して高い。



(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向④

・結婚するカップルのうち、夫又は妻のどちらかが再婚であるカップルの割合は上昇しており、直近では4組に1組以上。

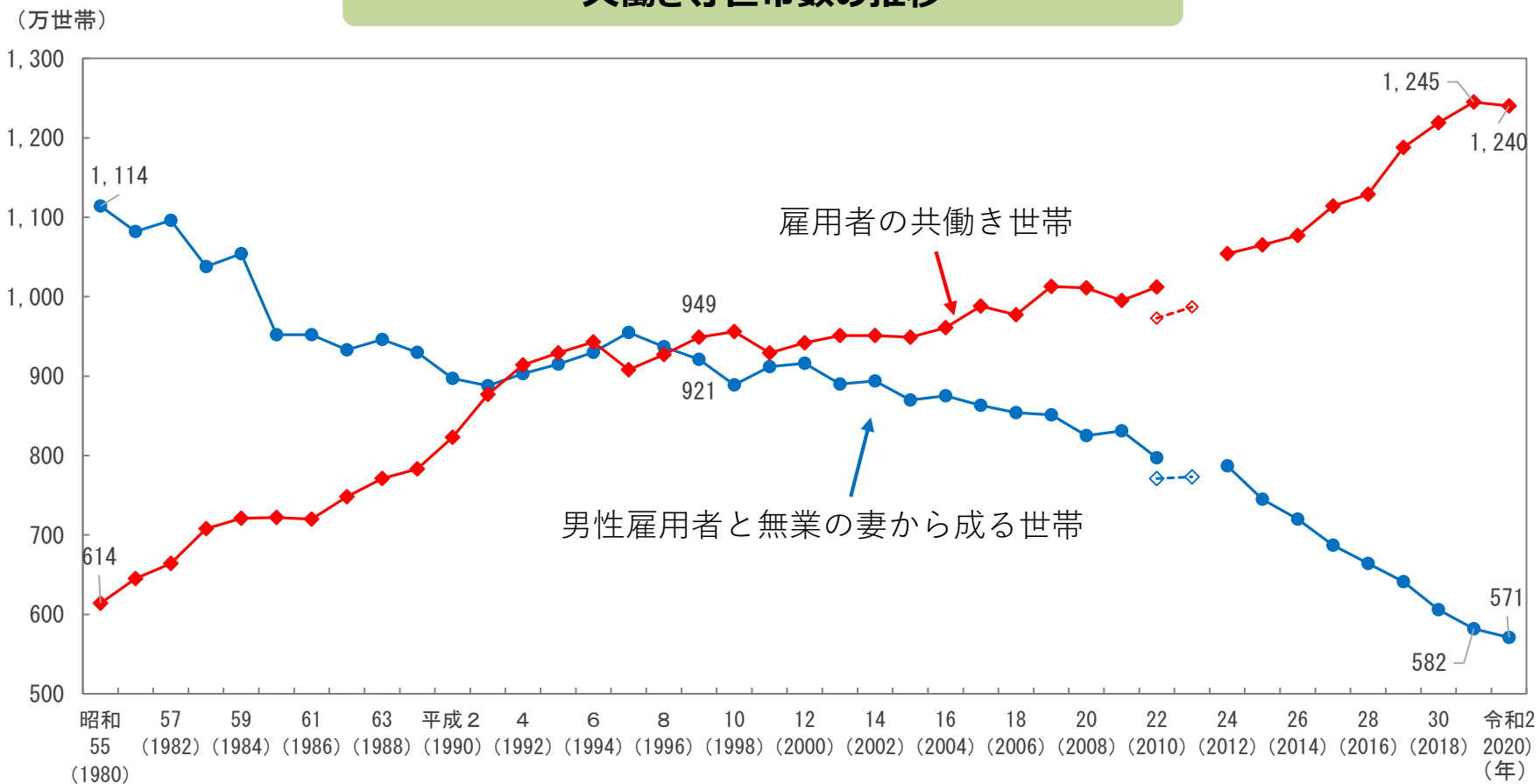


(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

共働き世帯の増加①

- ・「雇う者の共働き世帯」と「男性雇う者と無業の妻から成る世帯」の数は1990年代半ばに逆転。
- ・2020年においては、3分の2の世帯が「雇う者の共働き世帯」。

共働き等世帯数の推移



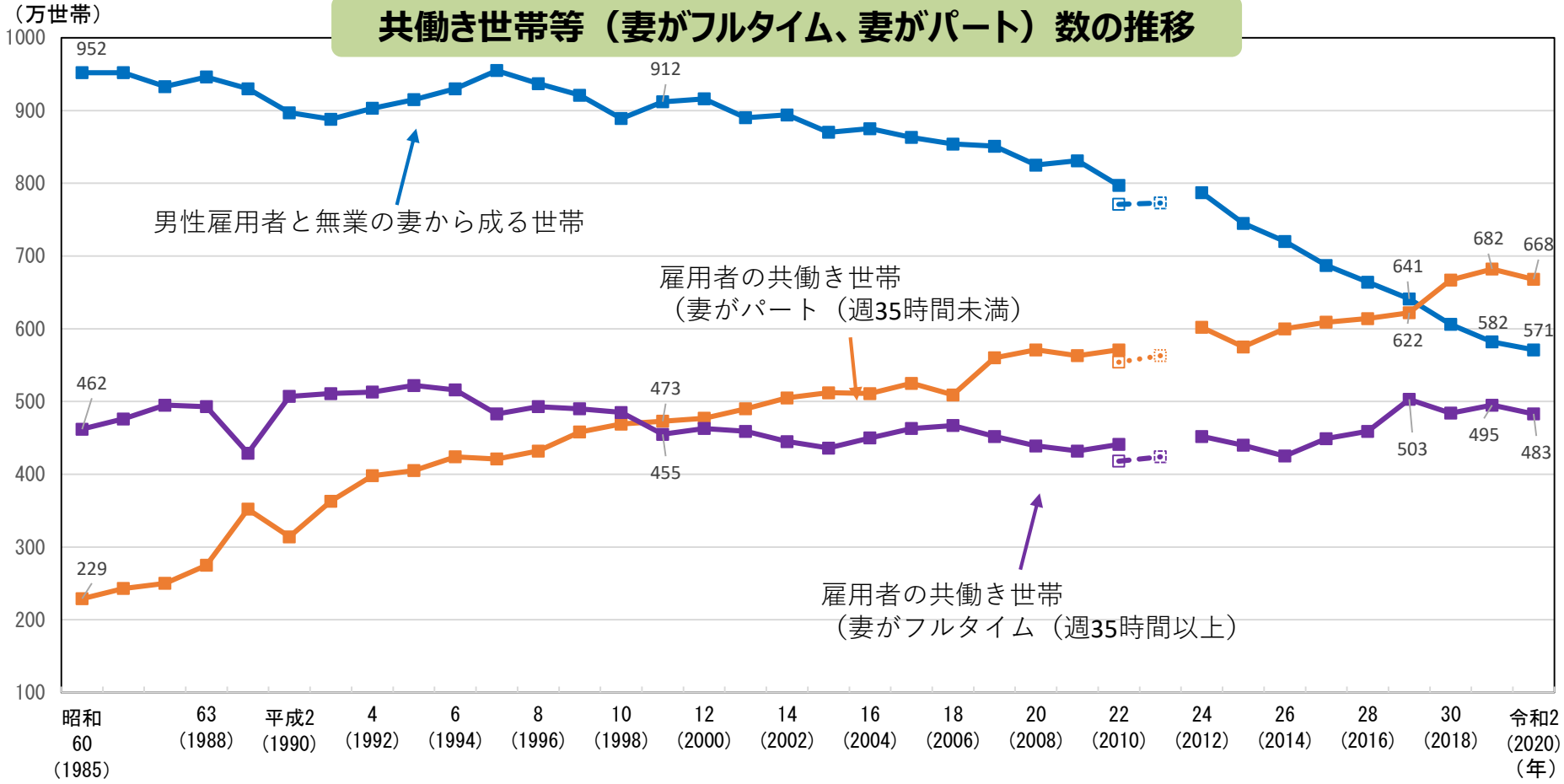
(出典) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「男性雇う者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇う者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇う者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。「雇う者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇う者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

共働き世帯の増加②

- ・「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は長期的に減少傾向、「雇用者共働き世帯（妻がパート）」は長期的に増加傾向にあり、両者の数は2018年に逆転。
- ・一方、「雇用者の共働き世帯（妻がフルタイム）」は、1985年以降概ね横ばい。

共働き世帯等（妻がフルタイム、妻がパート）数の推移



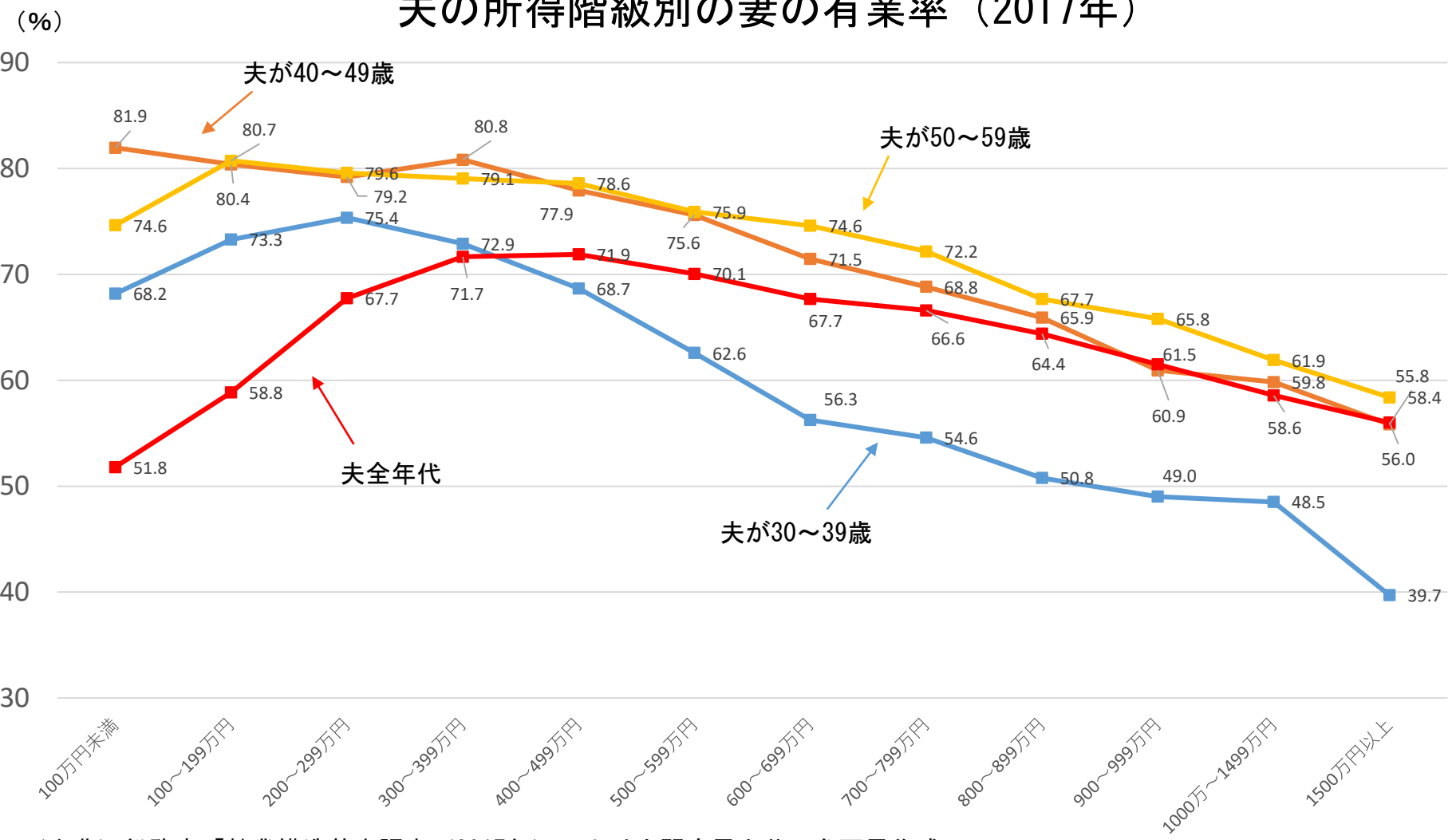
(出典) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。「雇用者の共働き世帯(妻がパート(週35時間未満))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満の世帯。「雇用者の共働き世帯(妻がフルタイム(週35時間以上))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

夫の所得階級別の妻の有業率①

・夫の年齢が30代、40代、50代の、夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）を見ると、夫全年代と比べて、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低くなる傾向がみられる。

夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）

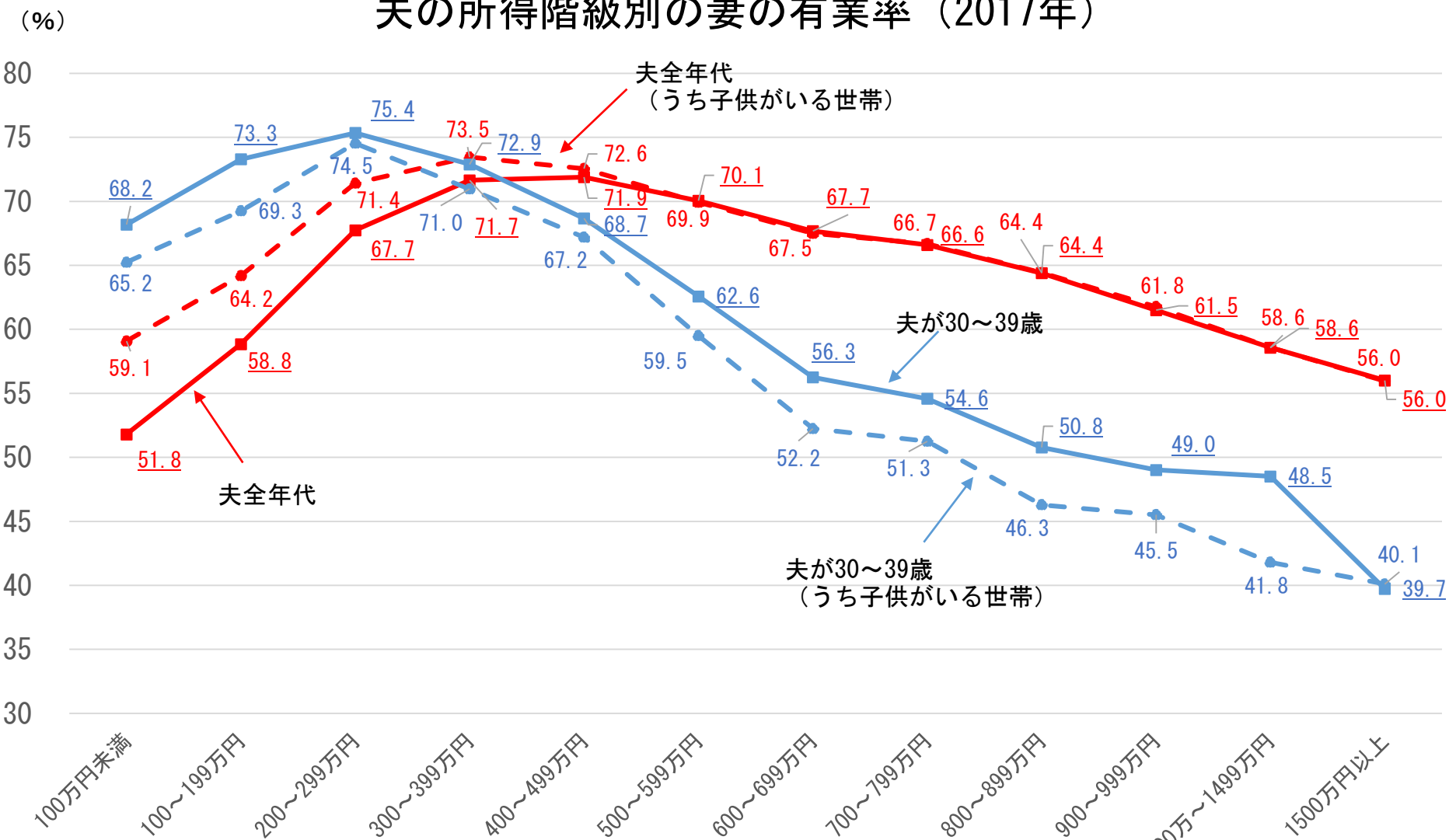


(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

夫の所得階級別の妻の有業率②

- ・ 30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる傾向。
- ・ 夫が30代の場合は、子供がいる世帯の妻の有業率は低くなっている。

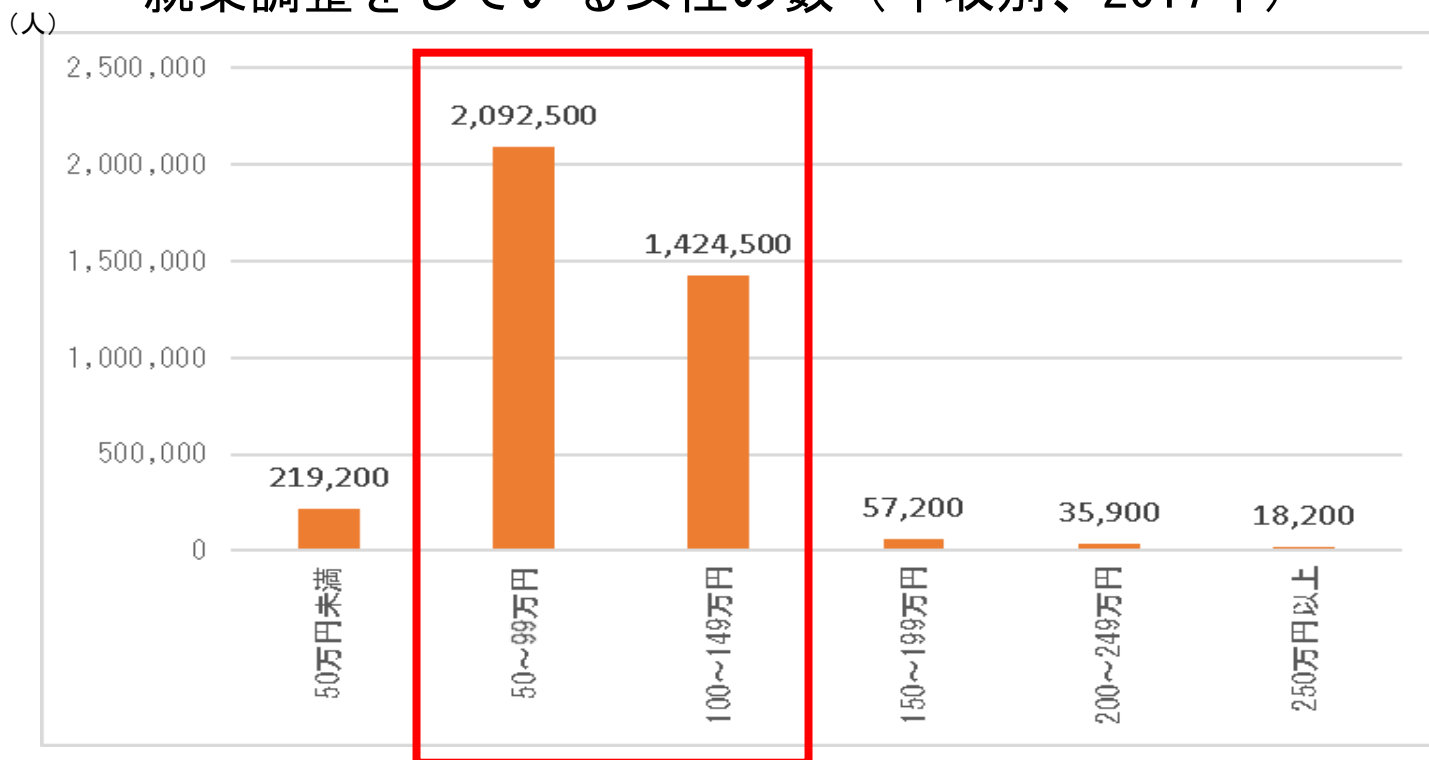
夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）



(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

就業調整をしている女性の数（年収別、2017年）



（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに対する「している」との回答を集計。

就業調整をしている（女性）	3,862,100人
---------------	------------

就業調整をしていない（女性）	5,209,100人
----------------	------------

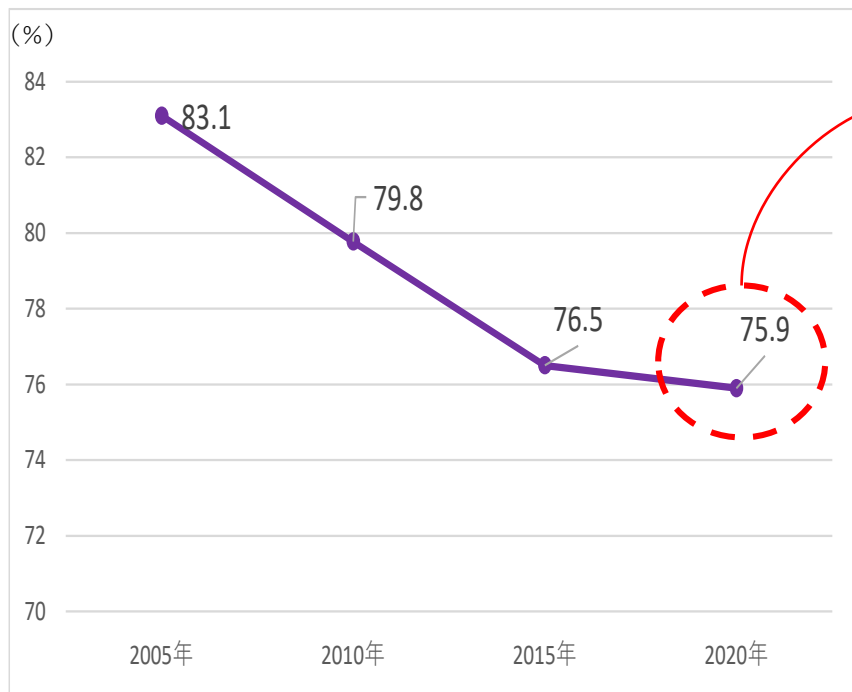
（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

○家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として4分の3を占めている。

○令和2年（2020年）においては、配偶者に家族手当を支給している企業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は85.6%。その多くが103万円（45.0%）又は130万円（31.7%）を収入制限にしている。

家族手当を支給している企業



配偶者に家族手当を支給する	79.1%
配偶者に家族手当を支給しない	20.9%

配偶者の収入による制限がある	85.6% (100%)
103万円	(45.0%)
130万円	(31.7%)
150万円	(9.4%)
その他	(13.9%)
配偶者の収入による制限がない	14.4%

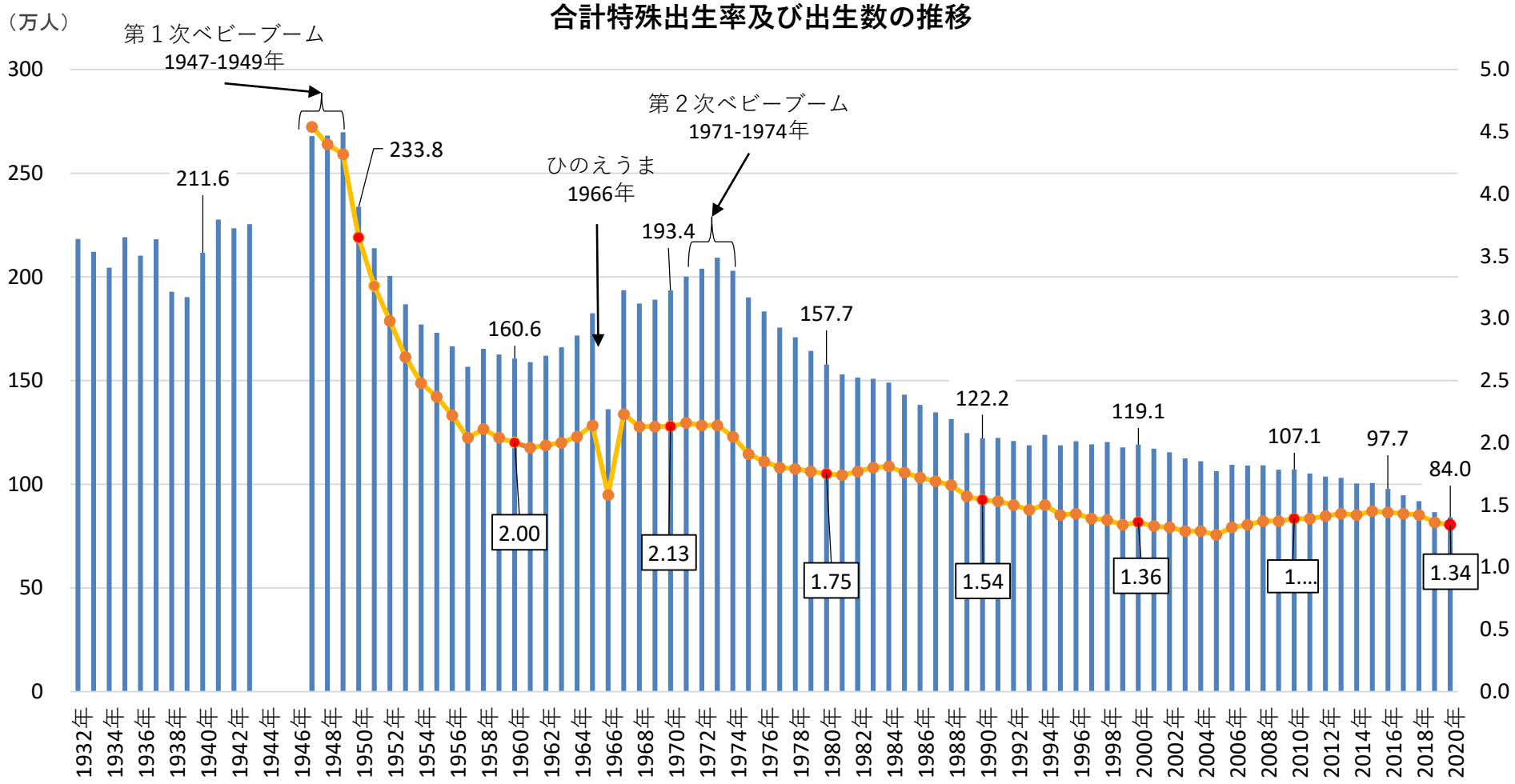
（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（各年）より内閣府男女共同参画局作成。

（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（令和2年）より内閣府男女共同参画局作成。



出生の動向①

- ・ 合計特殊出生率は、近年1.4程度で推移。
- ・ 年間の出生数は、2016年に100万人を割り込み、2020年には84.0万人となった。



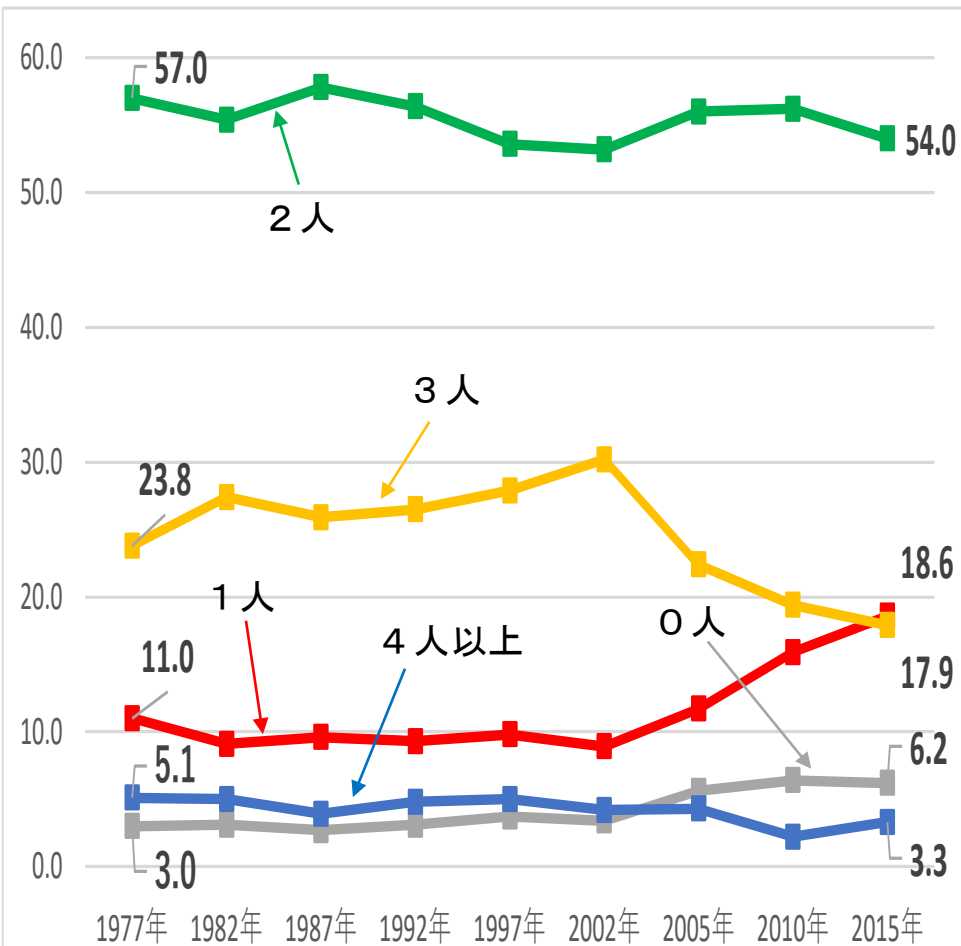
(備考) 1. 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 2020年は確定値ではなく、概数。
 3. 1944年～1946年までは「人口動態統計」にないため、記載していない。

出生の動向②

- ・ 結婚持続期間15～19年の夫婦の出生子ども数を見ると、近年一人っ子が大きく増加。
- ・ 完結出生児数は、1977年から2000年代初頭まで2.2前後で安定が見られるものの、2015年には1.94にまで低下。



夫婦の出生子ども数分布 (結婚持続期間15～19年)の推移



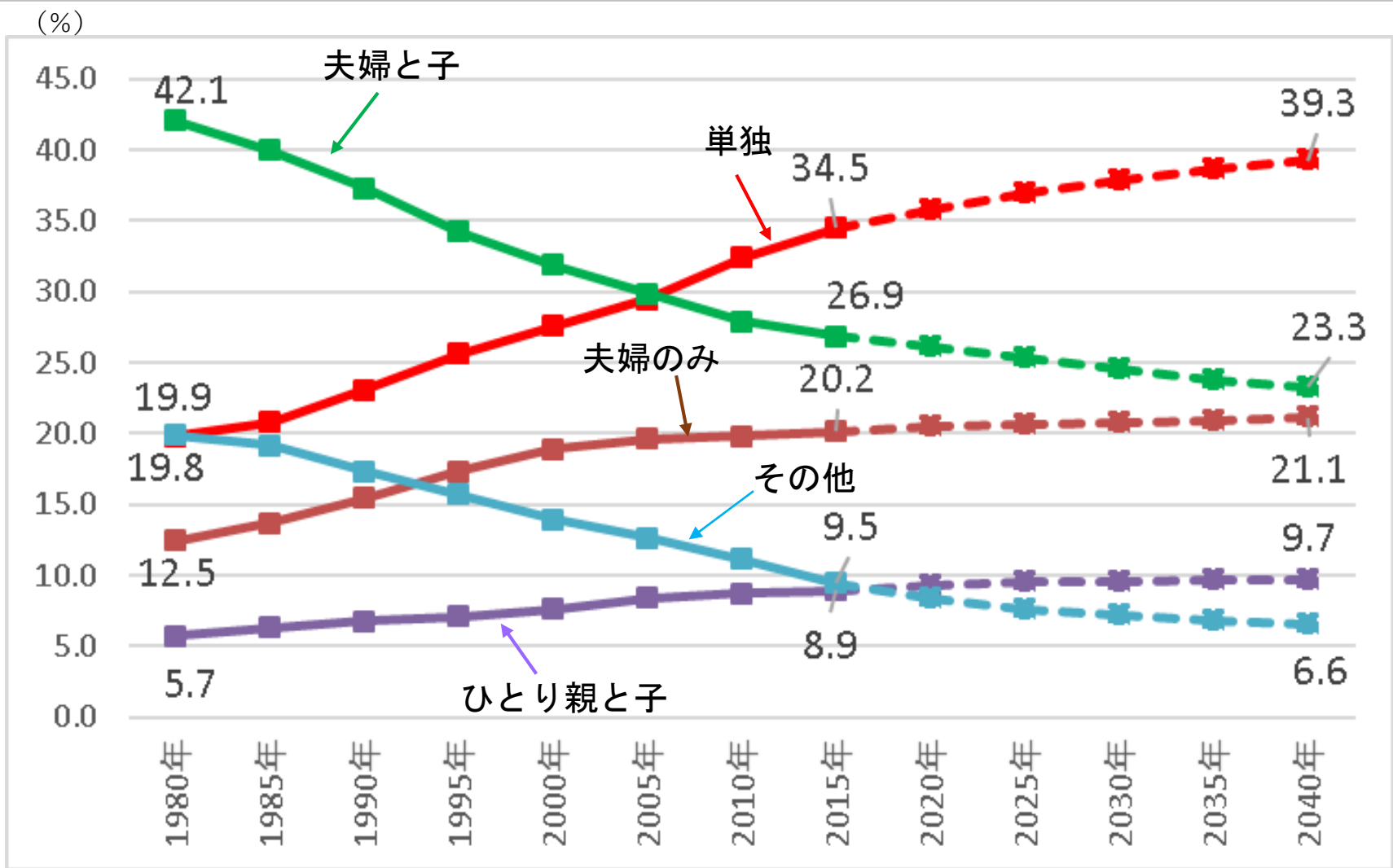
完結出生児数の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

家族類型別世帯割合

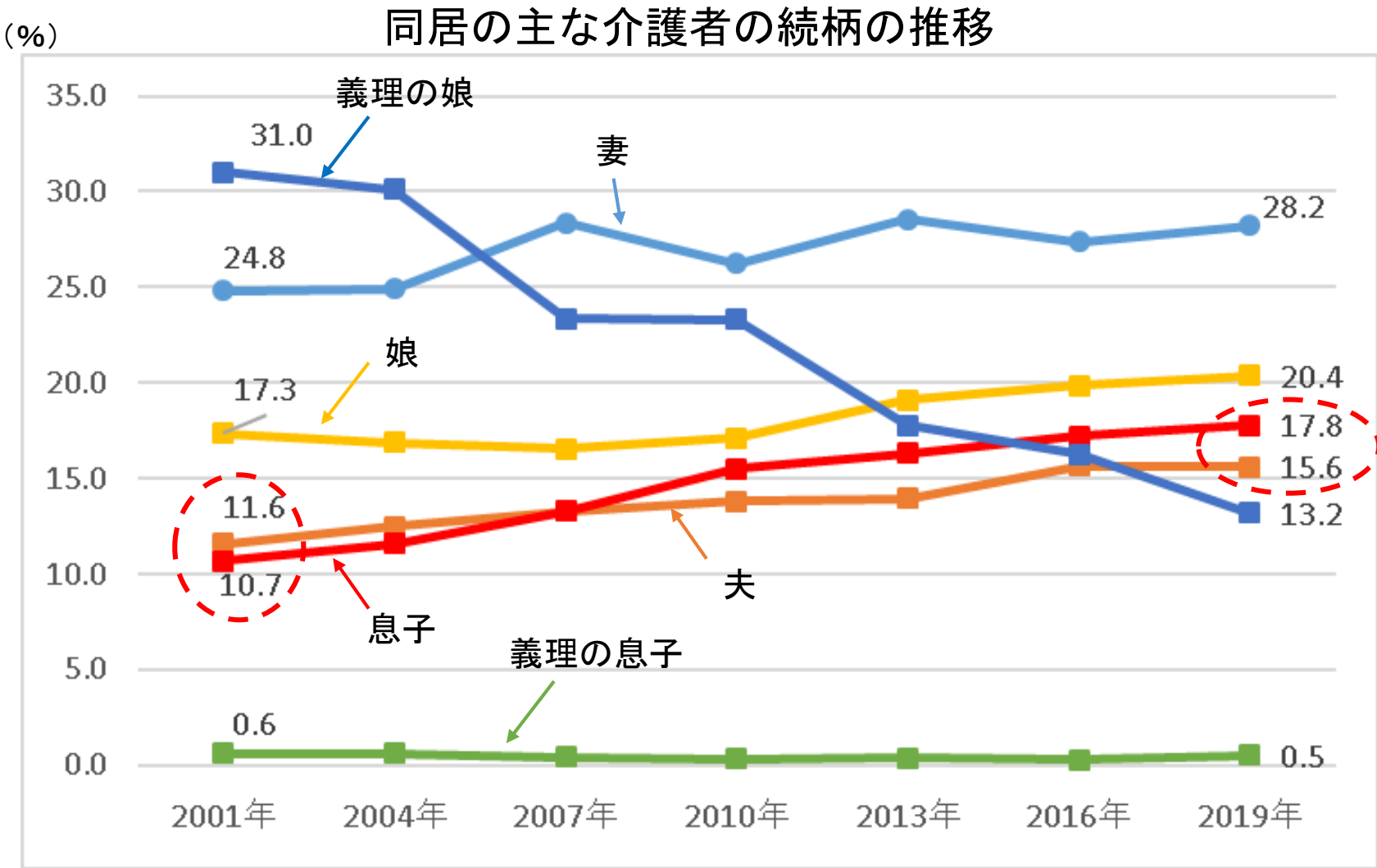
- ・ 単独世帯割合は、2015年に全世帯の1/3を超え、その後も上昇が推計されている。
- ・ 4割を超えていた夫婦と子の世帯は、2015年におよそ1/4にまで減少。



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2020)」、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員であり、成人を含む。

男性介護者の増加

- ・同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年で大きく低下
- ・夫・息子の介護者が増加。特に介護する息子の増加幅が大きい。

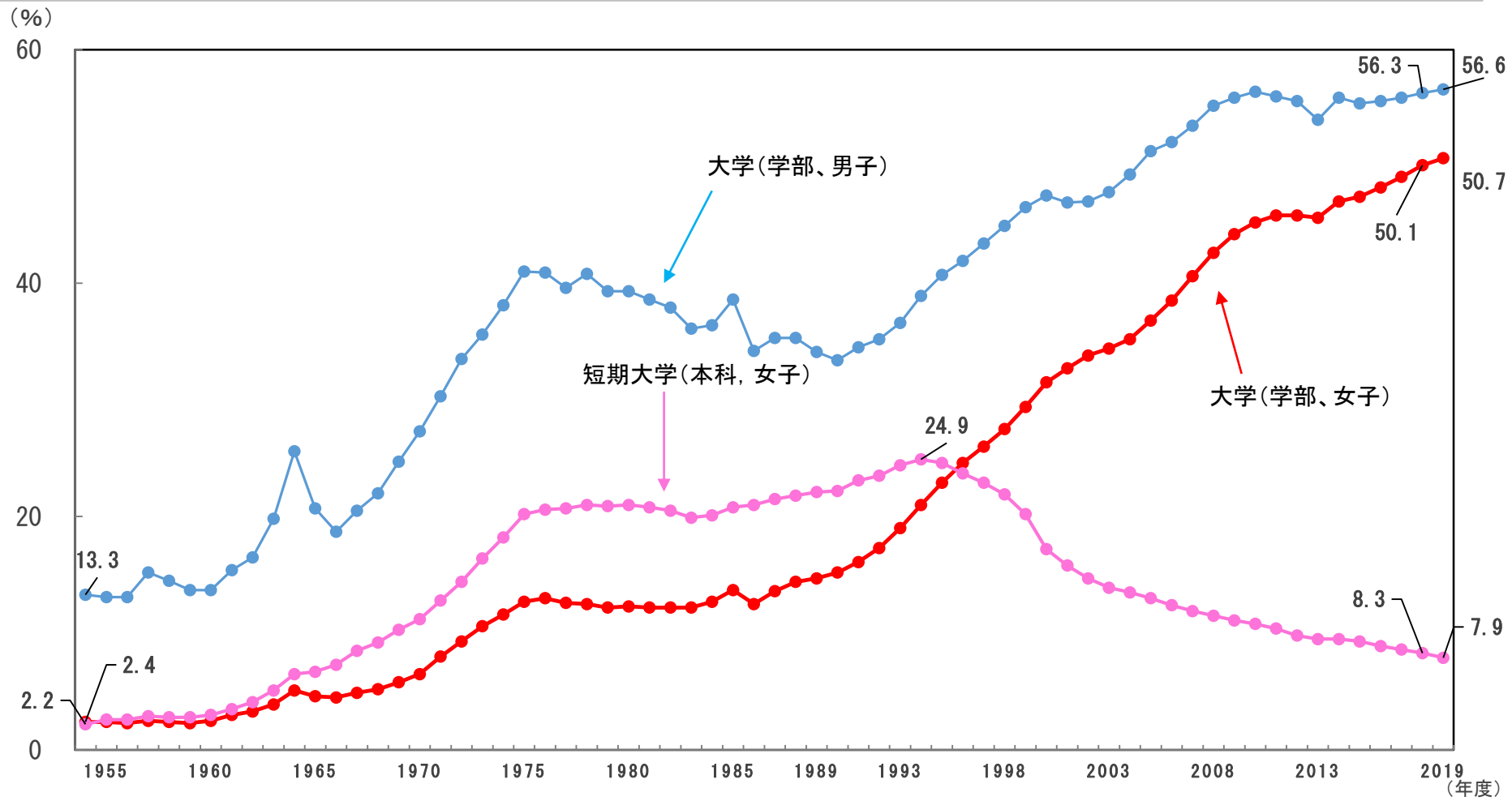


(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。



男女別進学率の推移

- ・ 大学進学率は、男女ともに1990年代頃から上昇傾向にあり、男女間の進学率の差は縮小している。
- ・ 短期大学（女子）への進学率は1995年にピークを迎え、以降減少傾向にある。



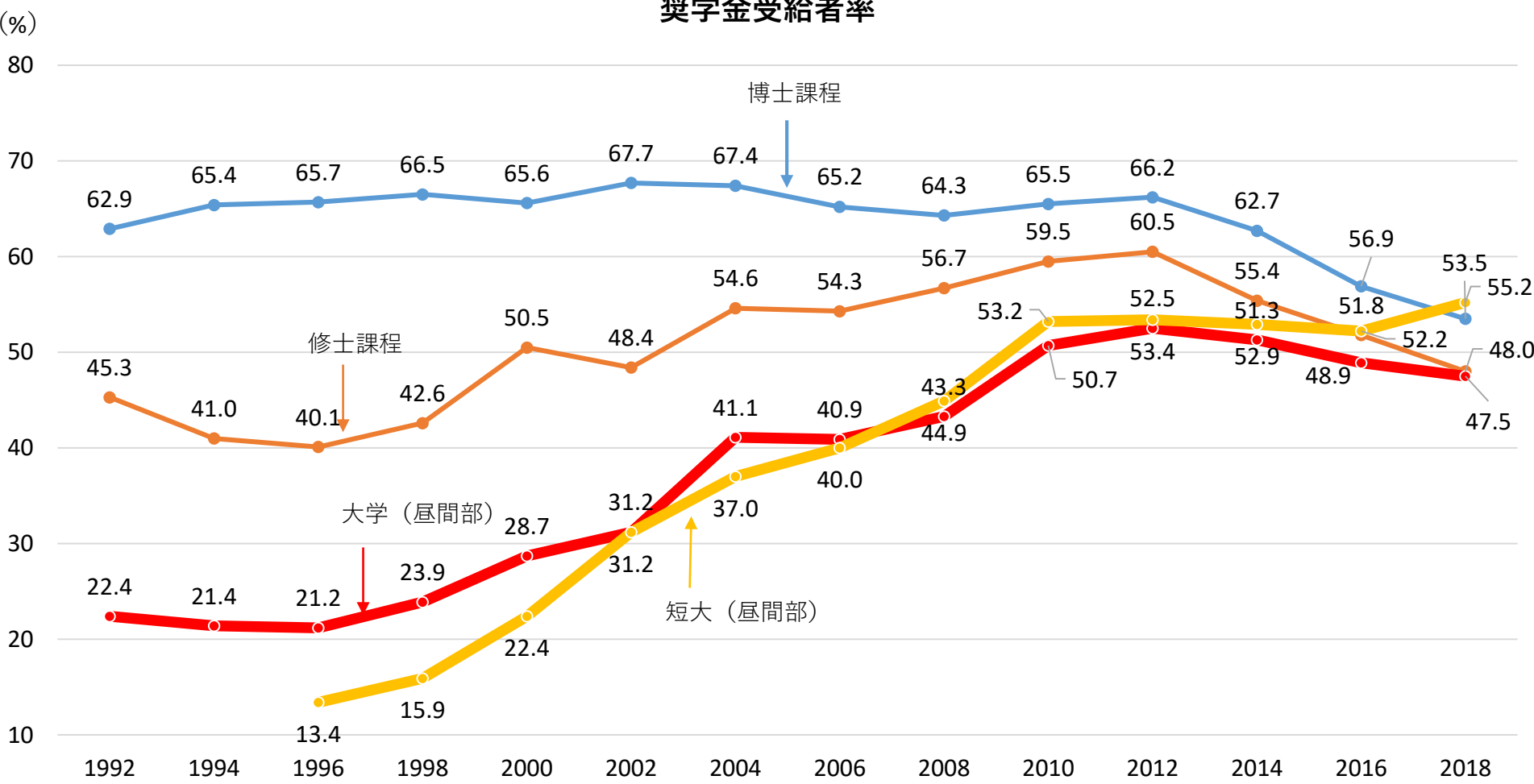
(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 大学（学部）進学率は、「大学学部入学者数（過年度高卒者等を含む。）」 / 「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学の通信制への入学者を含まない。



奨学金受給者率

・大学（昼間部）及び短大（昼間部）の奨学金受給者率は、2000年代から上昇し、近年は50%前後で推移。

奨学金受給者率



(備考) 1. 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 受給者率とは、全学生のうち奨学金を受給している者の割合をいう。

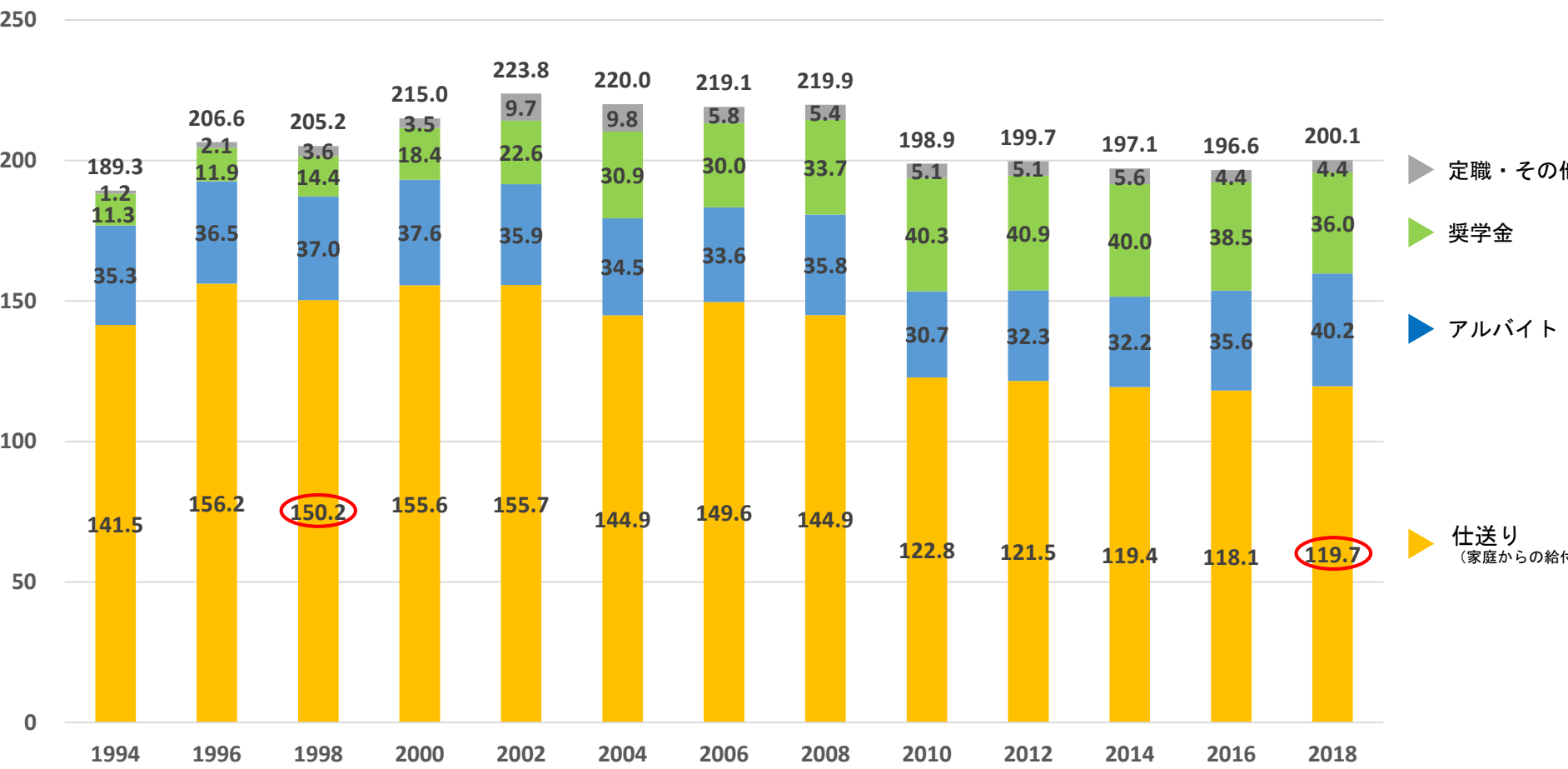


学生収入額の推移

- 20年前に比べ仕送り額（家庭からの給付）は年間約30万円減少している。

収入額内訳の推移（大学昼間部、年間）

(万円)

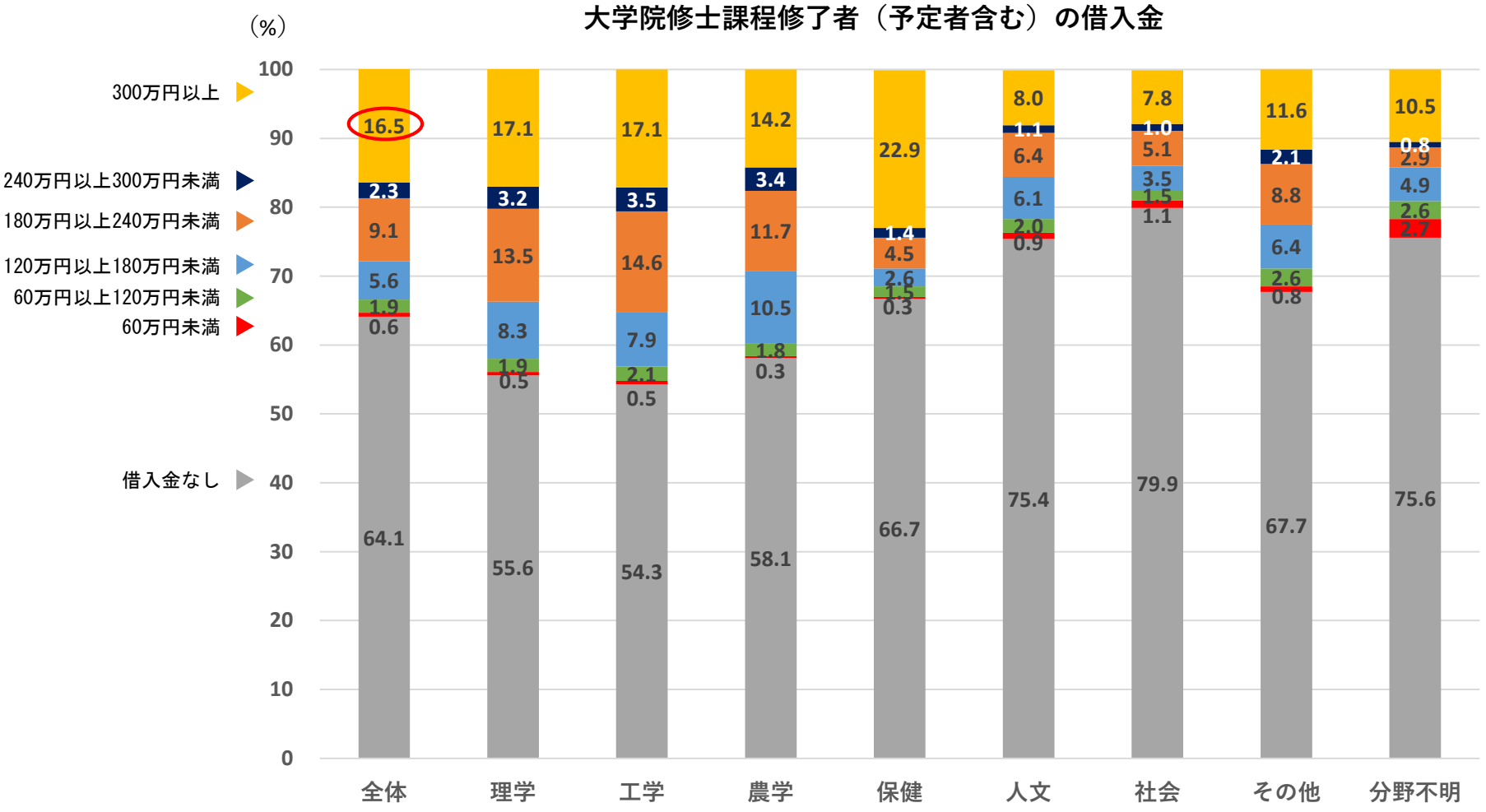


(備考) 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。



大学院修士課程修了者（予定者含む）の借入金

- ・ 大学院修士課程修了者及び修了予定者のうち16.5%が、奨学金などの借入金を300万円以上抱えている。
- ・ 人文・社会科学に比べて、自然科学で借入金額300万円以上と回答した者の割合が顕著に高い。

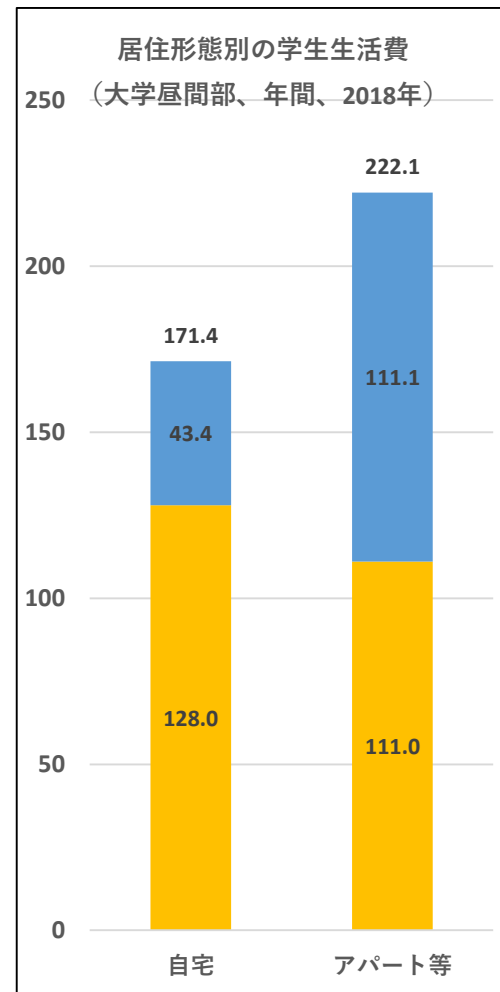
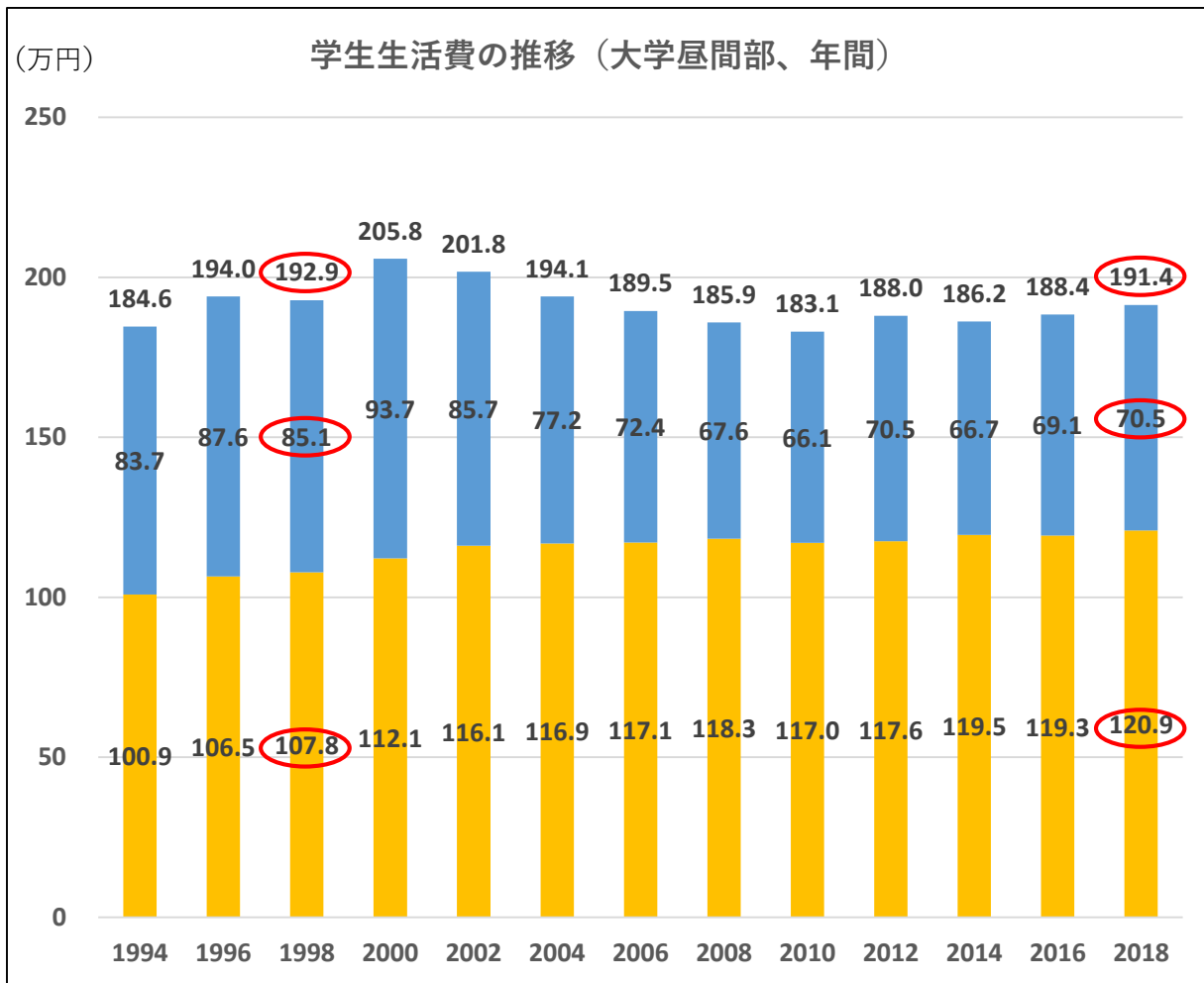


(備考) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「修士課程（6年制学科を含む）在籍者を起点とした追跡調査」（2021年6月）より内閣府男女共同参画局作成。



学生生活費の推移

- ・この20年間、学生生活費（学費と生活費の合計）が横ばいである一方、生活費は減少している。
- ・自宅から通学する者より、アパート等（下宿、アパート、その他）から通学する者の学生生活費が高い。

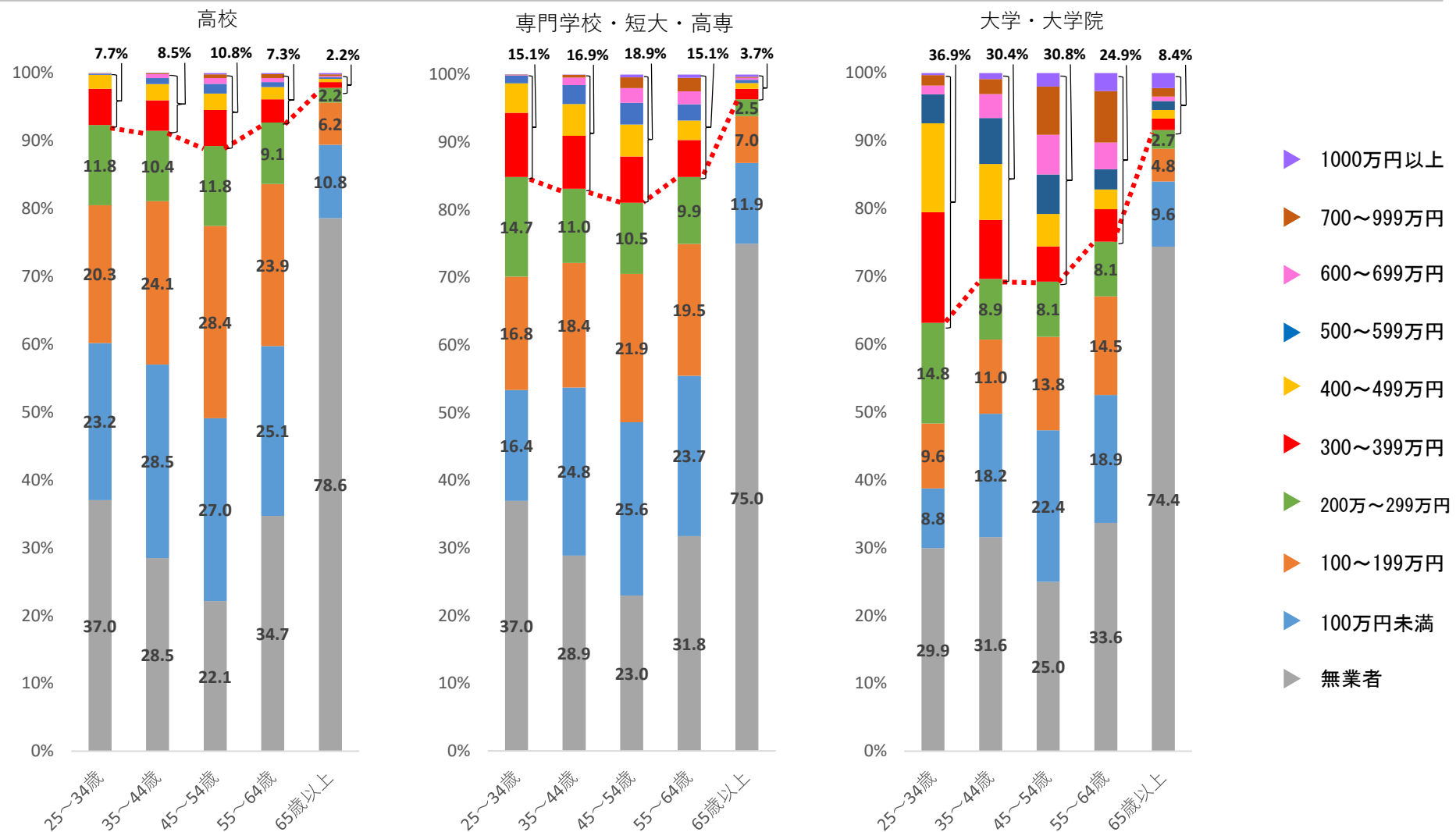


- (備考) 1. 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。
2. 「学費」には、「授業料」「その他学校納付金」「修学費」「課外活動費」「通学費」が含まれる。
3. 「生活費」には、「食費」「住居・光熱費」「保健衛生費」「娯楽・嗜好費」「その他の日常費」が含まれる。



既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

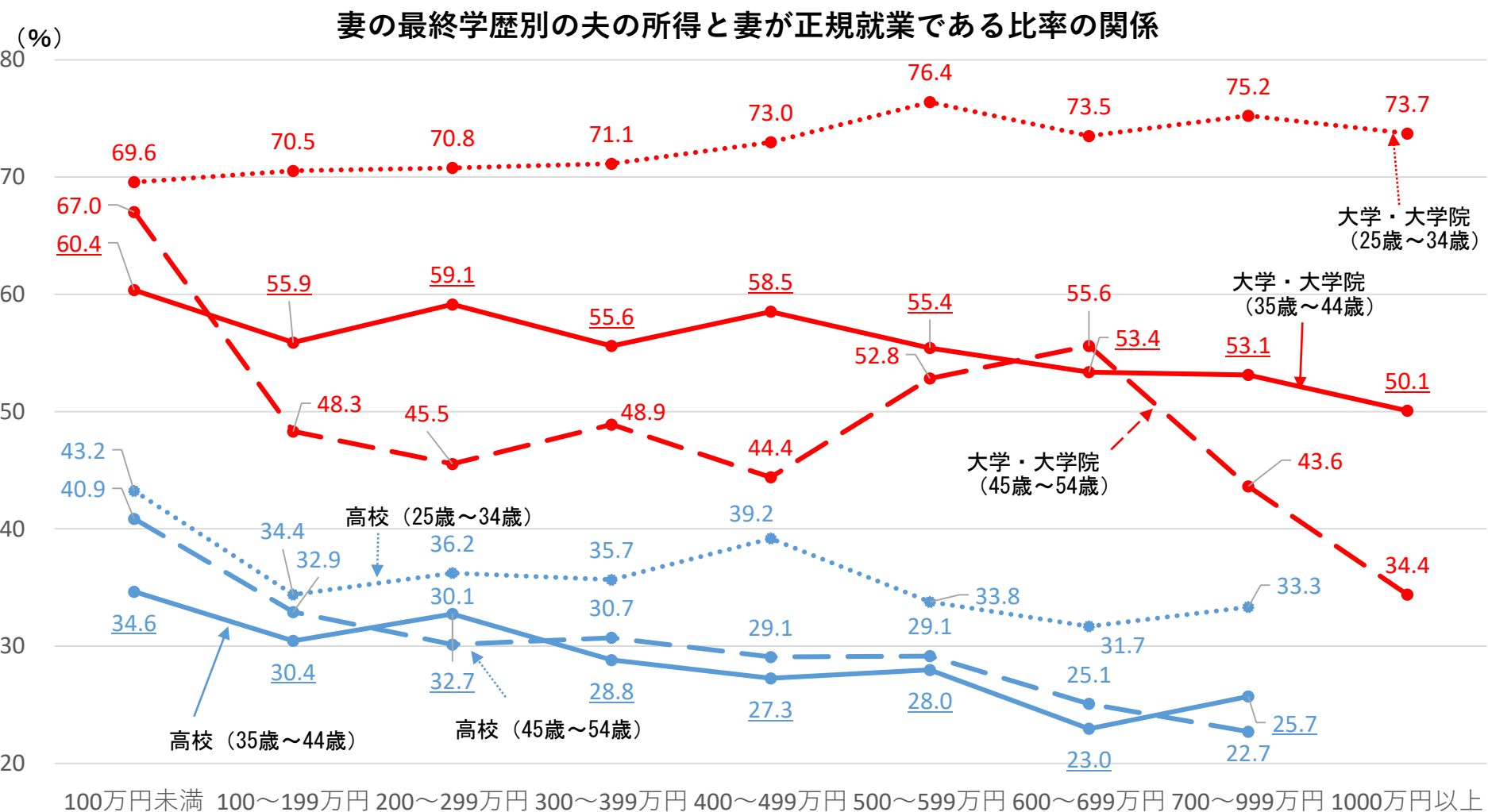
・既婚女性の最終学歴ごとに本人の所得金額を見ると、大学・大学院卒業者は所得が300万円以上の者の割合が高いが、年齢とともに低下する。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
2. 無業者には昭和62年以前に前職を辞め現在も無業者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳代以上の者は無業者がより多い可能性がある。

妻の最終学歴別の夫の所得と妻が正規就業である比率の関係

・ 大学・大学院卒の妻は正規就業である比率が高いが、年齢が上がるにつれてその比率が下がる。

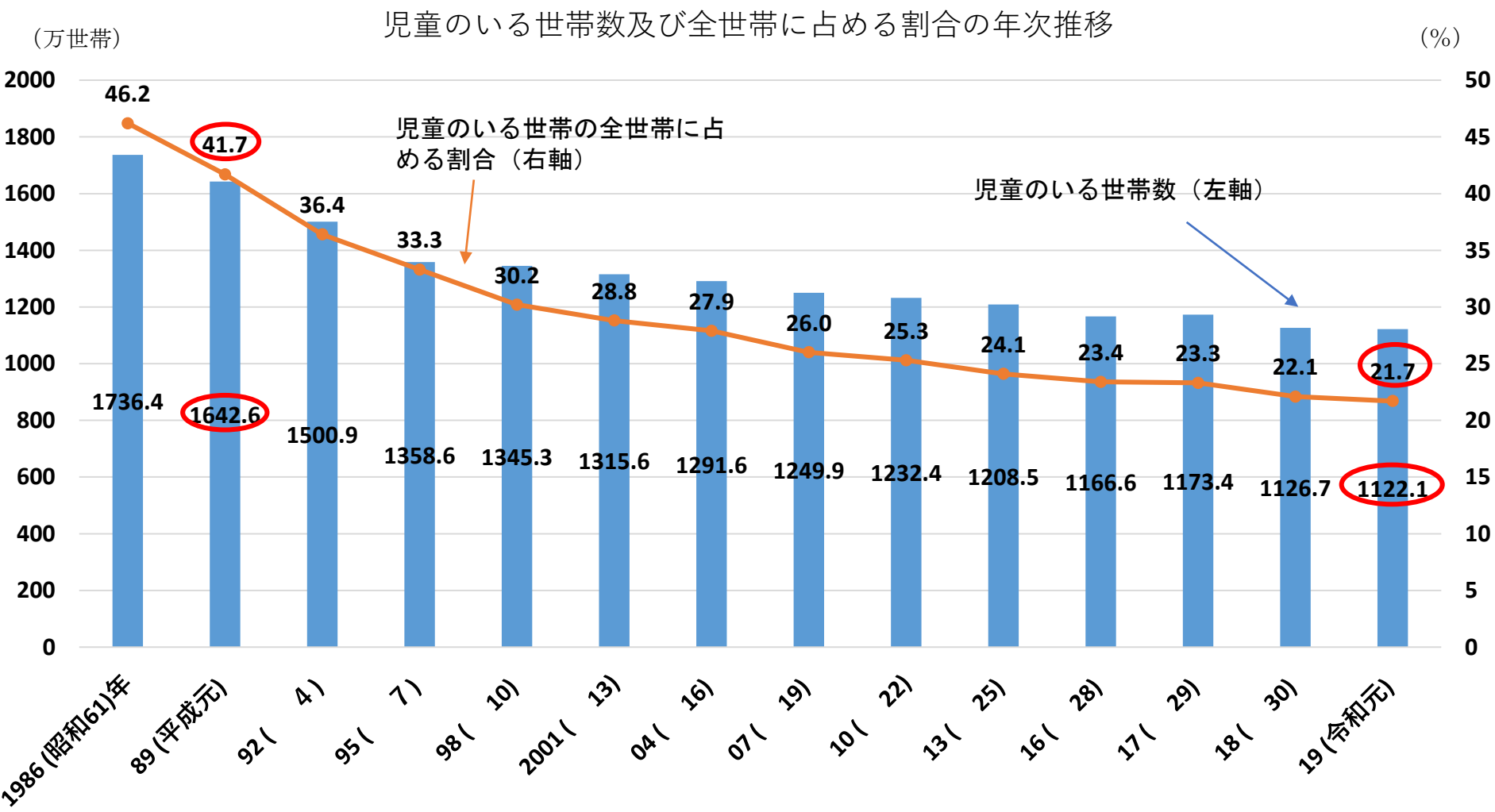


(出典) 総務省「就業構造基本調査 (2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。



児童のいる世帯数及び全世帯に占める割合の推移

- ・ 児童のいる世帯数は20年前に比べて500万世帯減少している。
全世帯に占める割合もおよそ半分まで減少している。



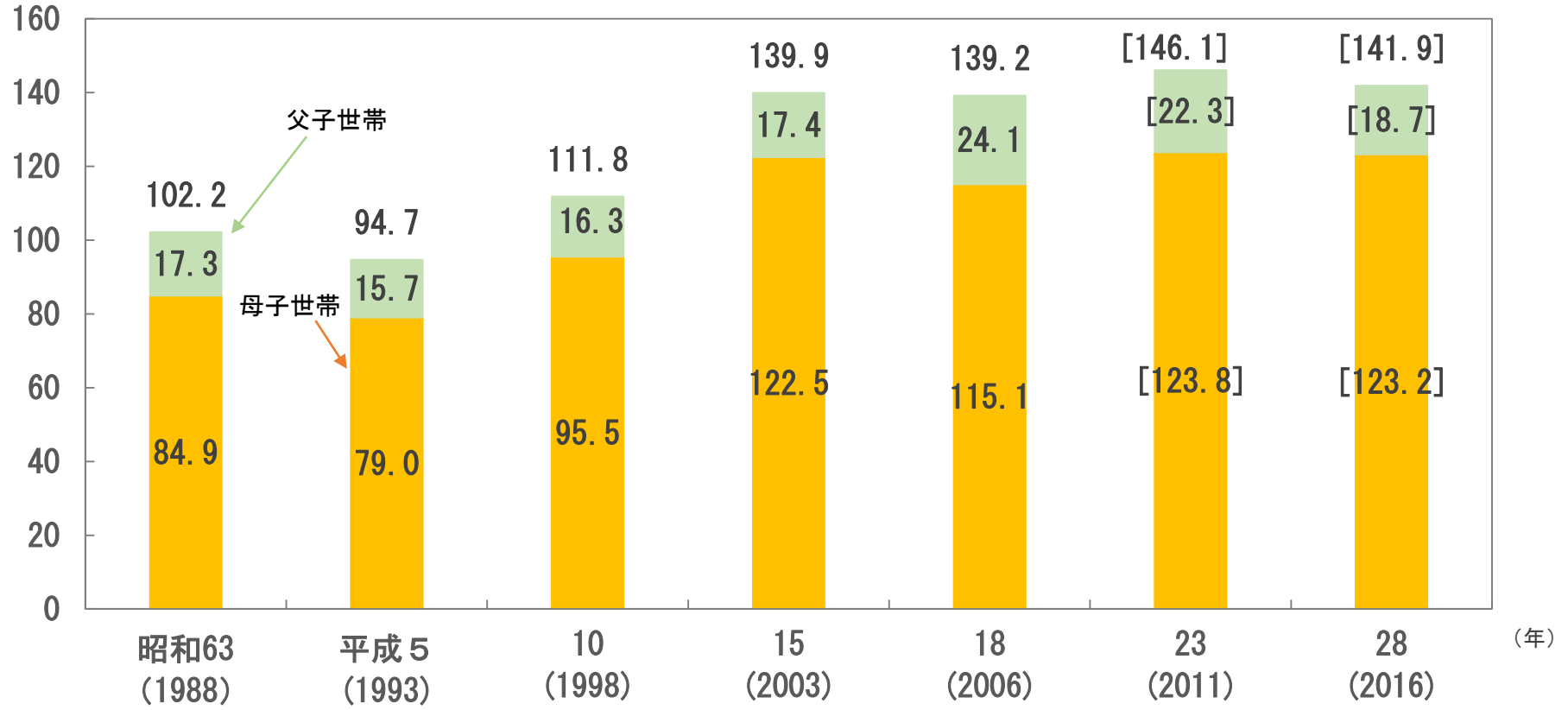
(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。

母子世帯数及び父子世帯数の推移

・ひとり親世帯数は、およそ30年間で、
母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。

(万世帯)

母子世帯数及び父子世帯数の推移



(備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。



ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いにもかかわらず平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い状況にある。また養育費を受け取っていない世帯も多い。

およそ30年間で、**母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍**

母子世帯数(注) 84.9万世帯 → 123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
 父子世帯数(注) 17.3万世帯 → 18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)
 (昭和63(1988)年) (平成28(2016)年)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数
 【参考】 児童のいる世帯数は1166.6万世帯 (平成28 (2016) 年) [出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」]

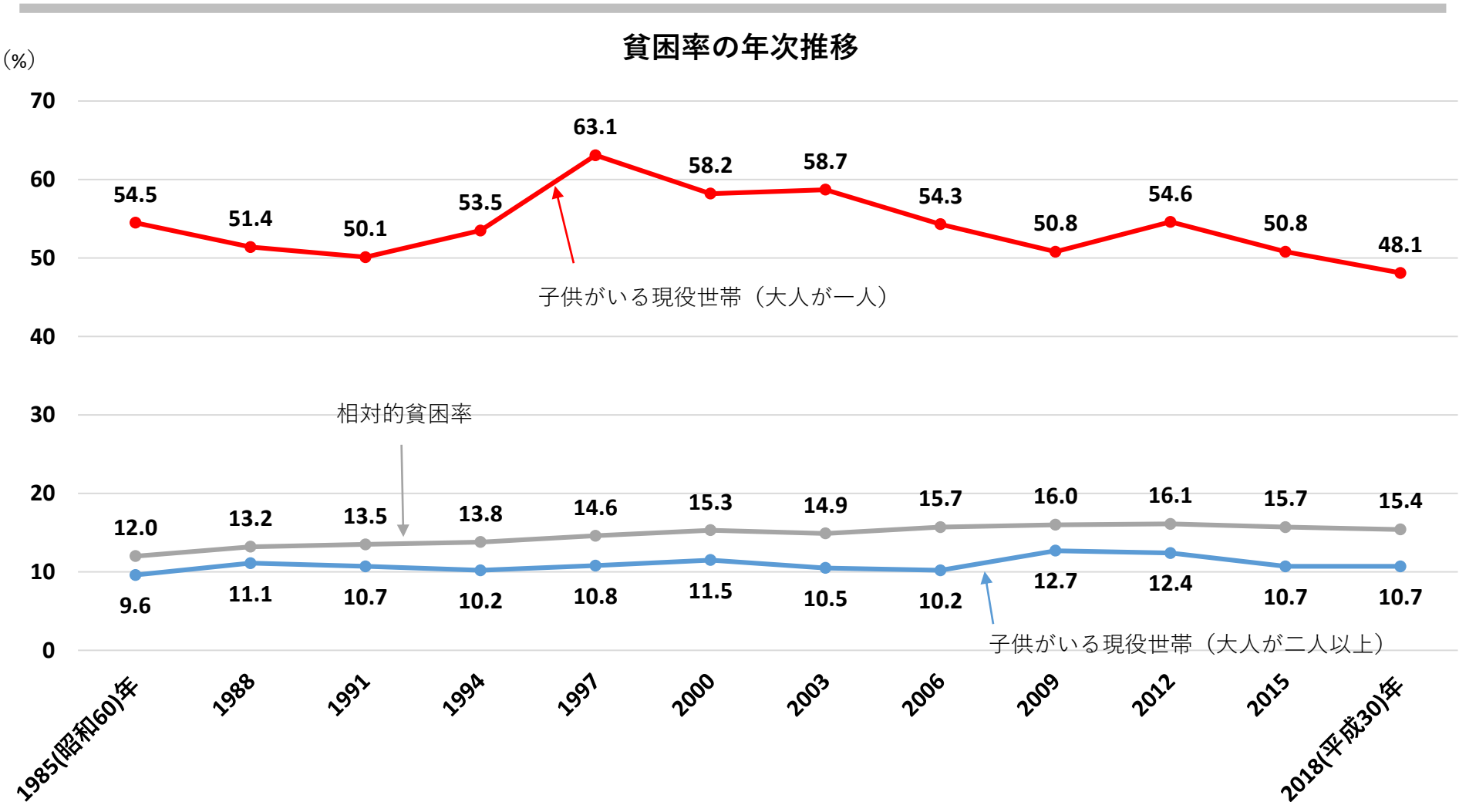
平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち 正規	47.7% ^(※)	89.7% ^(※)	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち 非正規	52.3% ^(※)	10.3% ^(※)	女性54.1% 男性17.9%
平均年間 就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

【出典】 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）」
 一般世帯は総務省「労働力調査（平成28年）15～64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査（平成28年）」
 (※) 母子世帯及び父子世帯の正規／非正規の構成割合は「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合



貧困率の年次推移

・ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯は、約半数が相対的貧困である。



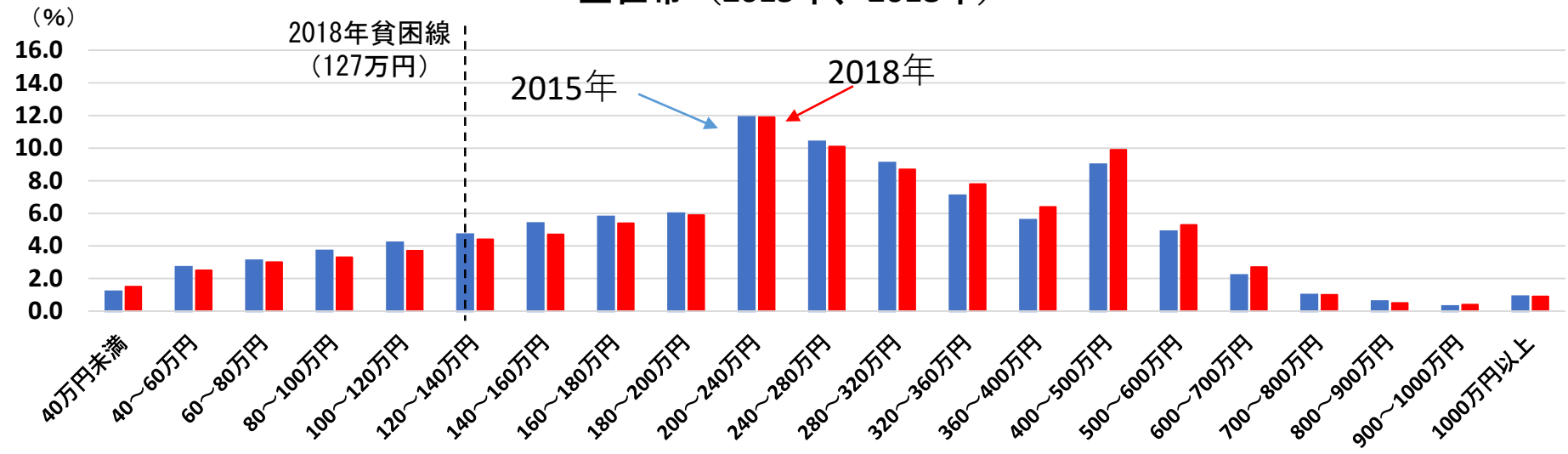
(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。



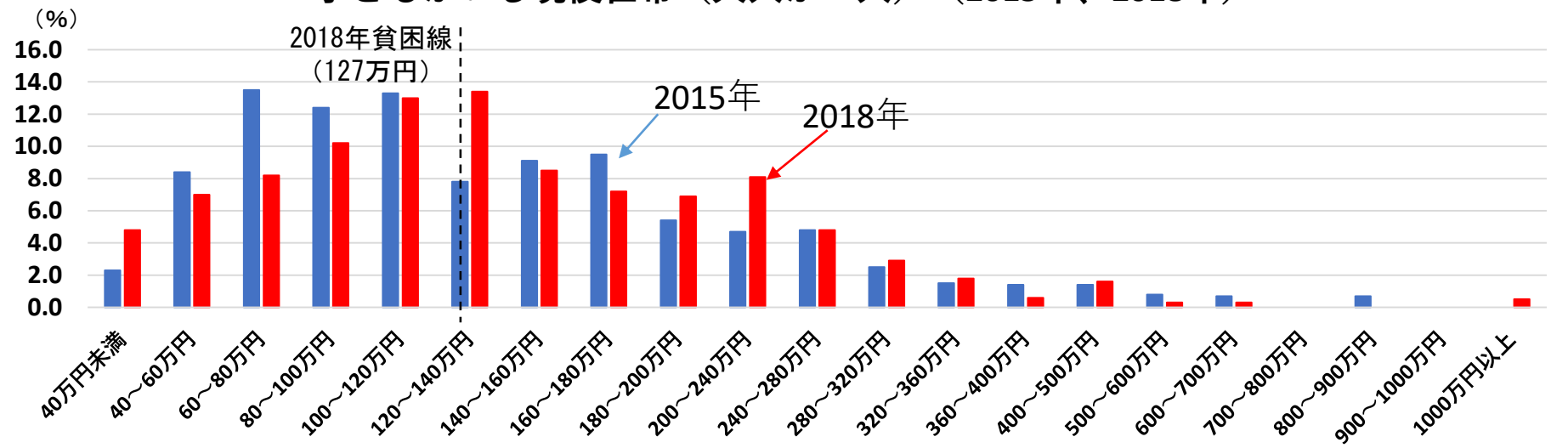
全世帯と子どもがいる現役世帯（大人が一人）の等価可処分所得の分布

・ひとり親世帯の等価可処分所得は、貧困線付近に多く分布している。

全世帯（2015年、2018年）



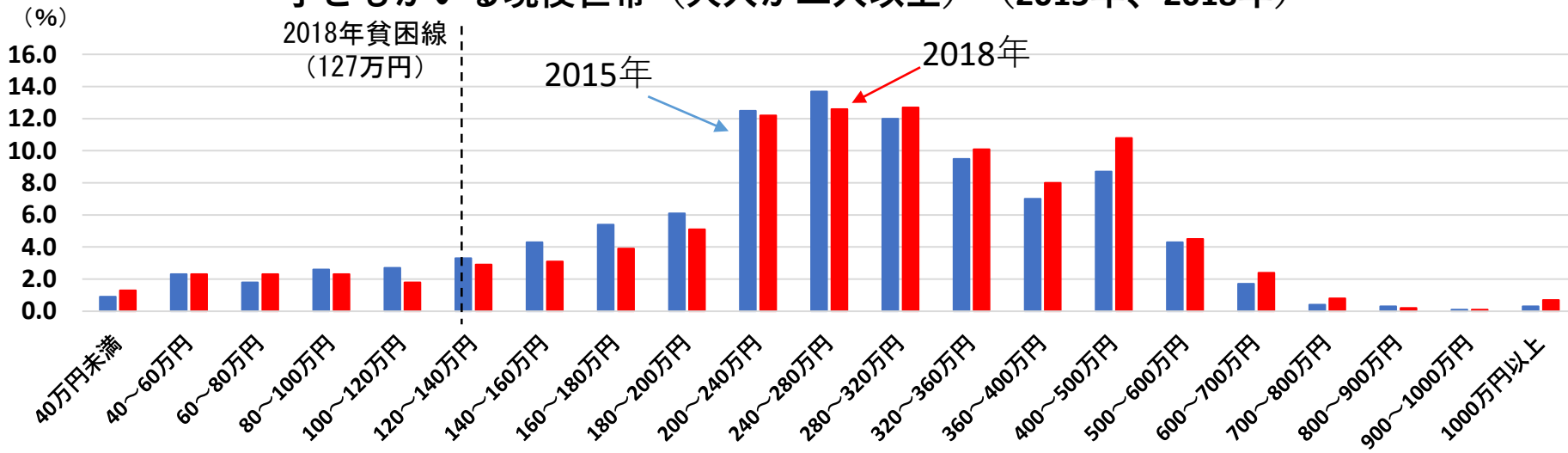
子どもがいる現役世帯（大人が一人）（2015年、2018年）



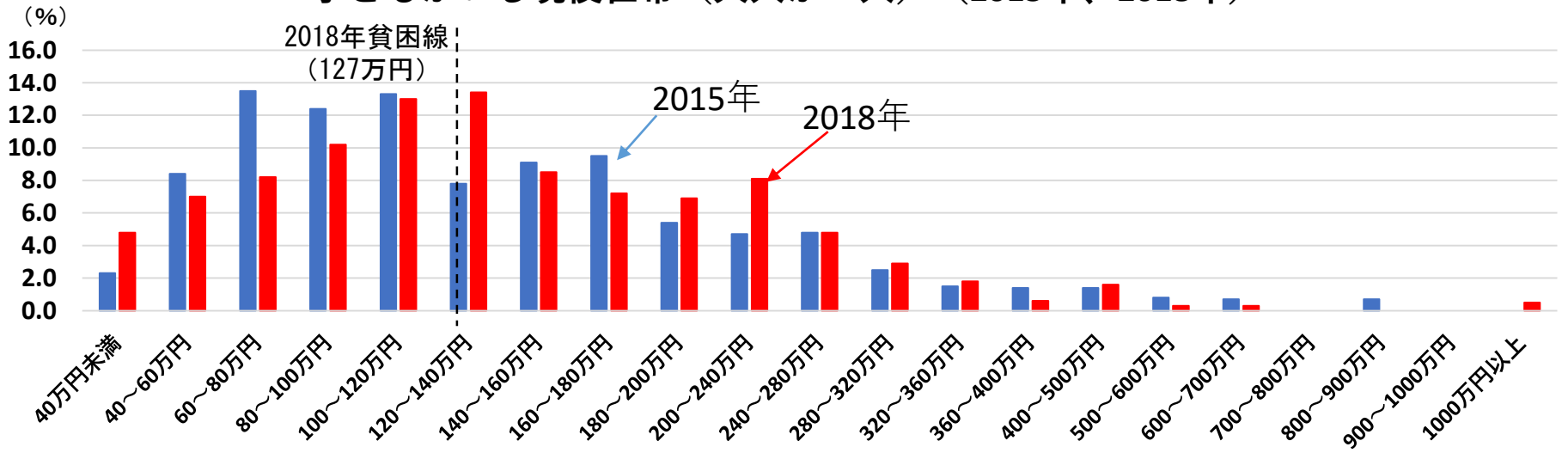
（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。2015年の数値は熊本県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

子どもがいる現役世帯（大人が一人、大人が二人以上）の等価可処分所得の分布
 ・子どもがいる現役世帯で、大人が二人以上の世帯と大人が一人の世帯とでは、等価可処分所得の分布に大きな違いがある。

子どもがいる現役世帯（大人が二人以上）（2015年、2018年）



子どもがいる現役世帯（大人が一人）（2015年、2018年）



（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。2015年の数値は熊本県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親世帯の貧困率の国際比較

・日本のひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟35カ国中34位となっている。

貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

順位	国名	割合
1	デンマーク	8.2
2	フィンランド	12.5
3	ポーランド	16.4
4	エストニア	21.6
5	アイスランド	23.0
6	ノルウェー	23.1
7	ハンガリー	23.5
8	オーストリア	24.1
9	フランス	25.9
10	イギリス	25.9
11	スウェーデン	26.3
12	ギリシャ	27.7
13	オランダ	29.5
14	ドイツ	29.6
15	ポルトガル	30.2
16	トルコ	31.4
17	スロベニア	31.6
18	イスラエル	32.0

順位	国名	割合
19	ベルギー	32.2
20	チェコ	32.8
21	ラトビア	34.5
22	アイルランド	34.5
23	メキシコ	34.7
24	オーストラリア	36.7
25	イタリア	37.0
26	スロバキア	37.3
27	スペイン	40.2
28	カナダ	41.0
29	ルクセンブルク	41.1
30	チリ	42.6
31	アメリカ	45.7
32	リトアニア	45.8
33	ニュージーランド	46.1
34	日本	48.1
35	韓国	52.9
OECD平均		24.6

(備考) 1. OECD, Family database “Child poverty”より内閣府男女共同参画局作成。
 日本の数値は、2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2018年のデータ。
 2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出(相対的貧困率)。
 3. 基本的に2016年の数値であるがニュージーランドは2014年、アイスランド及びトルコは2015年、フィンランド、ノルウェー、イギリス、スウェーデン、イスラエル、カナダ、チリ、アメリカ、韓国は2017年。